

可認局遞驛

明治二十年五月十四日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第三拾五號

英吉利法律學校



目次

○刑法

法學士

江木衷
畔上啓策筆記

○羅馬法沿革史

法學士

澁谷慥爾
畔上啓策筆記

○動產委託法

(第三十一號ノ續キ)

法學士

元田肇
山口正毅筆記

○契約法

法學士

土方寧
山口正毅筆記

日本刑法

法學士 江木 衷 講義

校 友 畔上啓策 編輯

刑法ハ困難ナル法學ノ中最モ困難ナルコトハ是レ迄說キタル如クナ
 ルカ此困難ナル刑法ヲ研究スルニ付成典ノ順序ニ由リ之ヲ講述セン
 カ或ハ學術的ノ區別ニ基キ之ヲ研究ス可キカト云フニ抑成典ノ順序
 ハ立法者ノ立ル處ニシテ其區別タルヤ學術的トハ大ヒニ違ヒ若シ立
 法者ニシテ學術上ヨリ之レカ區別ヲ立テソカ下手ナ立法者ト云ハサ
 ル可ラスサレハ之ヲ講義スルモノニシテ成典ノ順序ニ由ランカ是亦
 下手ナ講義者ト嗤ラサル可カラ非ナリ加之成典ノ順序ニ由リ逐條講
 究セントスレハ或箇條ニツキ説明スルトキハ又他ノ箇條ニ至リ疑問
 ナ生シ復ヒ説明ノ勞ヲ取ラサル可ラサルニ至リ到底際限モナキト

ナル是レ余カ今回ヨリ更ニ講義ノ方法ヲ改良シ學術的ノ區別ニ基キ
講義セント欲スルナリ蓋シ之ヲ譬ヘハ成典ニ由リ講義スルハ恰モ暗
夜ニ物ヲ探ルカ如ク一々探求シテ是ハ書物是ハ「ランプ」ト知ルカ如ク
到底行フ可ラサルナリ反之學術的ニ基キ研究スルハ猶燭ヲ提ケテ物
ヲ照ラスニ等シク一目ニシテ瞭然タリ故ニ余カ學術的ニ基キ之ヲ講
究スルハ則諸子ノ腦裡ニ蠟燭ヲ持タシメントスル者ナリ夫レ然リ然
ルカ故ニ學術的ノ光明ヨリ見ルトキハ痘痕^{アベタ}ハ痘痕^{アベタ}片目^{アベタ}ハ片目ニ見ユ
ルニ由リ或ハ我日本刑法ノ理論ニ符合セサル場合ヲ發見スルカモ知
ラザレトモ之レ是非モナキ次第ニテ是ニ至テハ余ハ強テ我刑法ノ辨
護者トナリ以テ學理ノ不通ヲ明ス^レ能ハサルナリ故ニ學術的ニ合ヒ
タル處ハ合ヒタルトシ合ハサル處ハ合ハサルトシテ論セサル可ラス
凡ソ刑法ヲ學術上ヨリ論スルトキハ之ヲ三ツニ區別シ第一ハ刑法ノ

全体ヲ論シ第二ハ刑法一般ノ原則ヲ論シ第三ニ各犯罪ニ付論スルチ
常トス乍併第一ノ緒論刑法ノ性質期限及ヒ刑法ト他ノ法律トノ關係
刑法ノ沿革淵源并ニ刑法ノ著書等ハ之ヲ畧シ我刑法ニ直接ノ關係ア
ルモノノミコ付キ左ノ二種ニ區別シテ論セントス

第一 汎論

第二 各論

汎論ト各論トハ猶ホ論理學ノ言葉ニテ屬ト種ト云エルカ如シ(例ヘハ
畜類ト云フトキハ種ニシテ其畜類ノ一ナル馬トカ牛トカ云フトキハ
屬トナルナリ)汎論ハ則チ屬トシテ罪刑ヲ論シ各論ハ則チ種トシテ之
ヲ論スルモノナリ

汎論ヲ講スル順序ヲ左ノ三編ニ區別ス

第一編 犯罪ヲ論ス

第二編 刑罰ヲ編ス

第三編 刑ノ適用及刑ノ消滅ヲ論ス

第一編 犯罪ヲ論ス

第一章 犯罪ノ定義

犯罪トハ各人カ社會一般ノ意思ニ反シ公權利若クハ私權利ヲ破リ又ハ國家ヲ維持スヘキ風儀又ハ宗教ヲ乱ル不正ノ所爲ヲ云フ是レ犯罪ノ定義ナリ乍併此犯罪ヲ罰シ刑ヲ該當スルハ刑法アリテ始メテ行ハルルモノナリ故ニ法律ノ原則ニ法律無クハ犯罪ナシトアリ此原則ニ虚言ハナケレトモ學者往々此原則ヲ誤解スルモノアリ現ニ我刑法ノ草案ニモ罪トハ法律ニ於テ罰ス可キ所爲ヲ云フトアリテ佛蘭西ニテモ尙モ如此併シ何ノ意味モナキコトニテ畢竟刑ノ方ヨリシテ罪ヲ説キタル者ナリ夫レ罪ハ本ナリ刑ハ末ナリ其末ヲ以テ本ヲ説ク何ソ

之ヲ以テ罪ノ範圍ヲ説キタルモノト爲ンヤ是レ此原則ヲ誤解シタル者ト云フ可シ故ニ余ハ今罪トハ云々ト説キタルナリ勿論法律ニ定メサレハ罪ナキハ當然ノ事ナリ今一ツノ原則アリテ是レト彼トヲ誤ル可キニアラス則法律ナクンハ刑ナシト云フ是ナリ此原則モ亦決シテ吾ヲ欺カサルナリ然ルニ世間ノ學者徃々此ノ二原則ヲ誤解シタル者アリ其誤解ヲ來ス所以ノモノハ苟モ法律ニ於テ罰スル所爲ハ皆法律ノ罪ニシテ法律ニ於テ罰セサルモノニ法律ノ罪ナシトスルニ起因シタル者ナリ成程法律ニ於テ罰スル所爲ハ法律ノ罪タルニ相違ナケレ共尙ホ法律ニ於テ罰セサルモ法律ノ罪トナルコトアリソハ期滿免除ヲ得タル罪ノ加キ是ナリサレハ必シモ法律ノ罰ナケレハトテ法律ノ罪ナシトス可カラサルナリ

サテ日本現行ノ刑法ニハ罪トハ如何ナルモノトノ定義ヲ下サレハ或

學者ハ之ヲ咎ムルモノアレ共是レ我立法者ノ賢明ナル所ニシテ却テ置カサル方宜シキカト思ハル、ナリ

余ハ是ヨリ前ニ述タル犯罪ノ定義ニ付一々分析シテ講究セント欲ス
 第一 犯罪トハ必ス不正ノ所爲ナラサル可ラス併シ現ニ不正ニアラサルモ罪トナルモノアリ換言スレハ其所爲自身ハ惡カラサルノミナラス却テ善良ナルモ立法官カ強テ不正トナスニ由リ法律上不正トナルモノナ云フ故ニ學者ハ不正ノ所爲ヲ二種ニ分チ一チ双對的ト云ヒ他チ絶對的ト云フ乃チ絶對的ノ不正トハ所爲自身ノ惡シキモノニシテ双對的ノ不正トハ所爲自身ハ惡カラサルモ法律ニ背クカ故ニ不正トナルモノナリ例エハ日本ニ煙草ヲ植ユ可ラサルト云フ規則アリトセシニ此規則アルコモ拘ラニ煙草ヲ植エタルトキハ設令煙草ヲ植ユルコトハ惡シカラサルモ法禁ヲ破リタルハ則チ國家ノ秩序ヲ亂ル者タ

ルヲ以テ之ヲ不正ノ所爲トナスナリ
第二 不正ノ事柄外形ノ所爲ニ現ル、ヲ要ス。所爲ニハ内部ト外部
ノ二タ通リアリ乃内部ノ所爲トハ我心ノ中ノ世界ニテ意思ノ決定シ
タルヲ云ヒ外部ノ所爲トハ我意思ノ決定カ我心ノ外ノ世界ニ結果ヲ
現ハシ人ノ五感ニ觸ルルモノヲ云フ然レトモ法律上ニテ論スル所爲
トハ此外部ノ所爲ノミヲ指スナリ
第三 犯罪ノ所爲ハ公私ノ權利ヲ破ルカ又ハ風俗宗教ヲ破ルモノナ
ラサル可ラス即犯罪ニヨリテ破ル權利ハ一人一己ノ權利ニ止マラス
或ハ一家族ノ權利モアル可ク或ハ一會社ノ權利モアルヘク或ハ一政
府ノ權利モアルベシ又其所爲ノ宗教ヤ風俗ニ乖戾スル者モ罪トナル
ナリ然レトモ此宗教ヤ風俗ニ乖戾スル所爲ハ悉ク法律ノ云フ犯罪ニ
ハアラスシテ其乖戾シタル風俗宗教ハ兼テ法律カ之ヲ破レハ罪トナ

スト定メタル者ニ限ルナリ然ラハ如何ナル場合ニ風俗宗教ヲ破リタ
 ルヲ以テ法律カ罪トナスカト云フニソハ宗教ヤ風俗ト法律トノ關係
 ヨリ定マルモノニシテ此等ト法律トハ全ク別物ナレハ決シテ混同シ
 テ見ル可ラス然リト雖モ此等モ多少一國ノ成立ニ必用トスルモノア
 レハ政府尙ホ之ニ關涉シテ其乖戾者ヲ罰スルコトアリ我刑法ニ於テ
 猥褻及ヒ神祠佛堂等ニ對スル不敬ノ所爲ヲ罪トナス是ナリ此等ハ我
 國家ヲ維持スルニ必用ナリト認ムルヲ以テ法律カ獨リ此等ヲ罰スル
 ナリ故ニ罰スルト罰セサルトハ各其國ノ法律ト宗教及道德トノ關係
 密着スルト否トニヨリテ異レルナリ

第四 犯罪タル所爲ハ社會一般ノ意思ニ反シタルモノナラサル可ラ
 ス此社會一般ノ意思トハ詰リ法律ト云フテ然ル可キナリ爰ニ一言ス
 可キモノハ社會ト國家トノ區別ナリ社會トハ人間共同ノ有様ニテ國

家トハ一ノ機關ヲ成スモノナリ其區別ノ判然タル點三アリ第一ハ國家ニハ際限アレ共社會ニハ際限ナシ第二ハ社會ハ天然自然ト成リタルモノニテ國家ハ人間ノ造リタルモノナリ第三ハ國家ハ一巳ノ無形人ニテ社會ハ天然上人間ノ集合ヲ以テ支ヘタルモノナリ然レトモ又一方ヨリ論スルトキハ日本ニハ日本社會ト云フコトアリ併シ此社會ヲ代表シタル者ハト云ヘハ則日本國ニシテ日本ノ社會ハ三千八百万人ノ集合ニシテ此集合体カ日本國ヲ組織スルモノナリ故ニ又社會ハ實物ニシテ國家ハ形ノミ現ハル、者ト云フ可シサレハ社會一般ノ意思ヲ持出シ國家之ヲ採用シテ形ヲ附ケタル者ハ是レ則法律ナリト云フヘシ

第二章 犯罪ノ區別ヲ論ス

犯罪ヲ區別スルニ古昔羅馬法ヨリ以來色々ノ區別アレ共長々シケレ

ハ略之我刑法ニハ之ヲ分テ三種トス曰ク重罪曰ク輕罪曰ク違警罪而シテ重罪トハ死刑徒刑流刑及ヒ禁獄懲役ノ刑ヲ云ヒ輕罪トハ禁錮罰金ノ刑ヲ云ヒ違警罪トハ拘留科料ノ刑ヲ云フトアリ是レ刑ノ方ヨリ區別ヲ立テタルモノニテ一言スレハ重キ刑ヲ加エタルトキハ重キ罪ト知レ輕キ刑ヲ加エタラハ輕キ罪ト知レト云フト同シク壓制極マルモノト云フ可シ併シ是レヅ立法官ノ區別ト學術的ノ區別トノ差異アル處ナリ然リ而シテ此三者ニ定ムルト雖モ場合ニヨリ加重減輕スルコトアリ斯ル場合ニ重罪カ減等セラレテ輕罪トナリ或ハ輕罪カ加等セラレテ重罪トナリタルトキハ何レヲ以テ本罪トス可キヤ前述ノ純理ヨリ推スキハ其減等又ハ加等シタル後ノ刑ニ相當スル罪ヲ以テ本罪トスルカ如シト雖我刑法ハ必スシモ此論理ニ固着セス總則ノ加減ハ其加減セサルモノヲ以テ本罪トシ特別ノ加減ハ其加減シタルモノ

ヲ以テ本罪トス其詳ナルコトハ後章ニ論ス可シ

第二章 犯罪ノ成立ヲ論ス

犯罪ノ成立ニ必要ナル原素ヲ集合スルヲ犯罪ノ構成法ト云ヒ又犯罪
ヲ分析シテ其原素ヲ識別スルヲ犯罪^{アナリシス}分析法ト云フ此ノ二方法ハ何レ
モ犯罪ノ成立ヲ論スルニ用ユル者ナルカ余ハ今第一ノ方法ニヨリテ
爰ニ講義セント欲スルナリ何トナレハ既ニ第一ノ方法ニヨリテ犯罪
構成法ヲ論スレハ分析法ニハ由ラサルモ構成法ノ原素ハ則チ分析シ
タル原素ト同一物ナレハナリ
犯罪トハ一ノ所爲ニハ相違ナキモ唯所爲其レノミニテハ犯罪成立セ
ス必スヤ左ノ三條件アルヲ要ス

第一 犯罪ノ主体即チ犯罪人

第二 犯罪ヲ受クル物体

第三 犯罪ノ手段

是ナリ夫レ此ノ如ク犯罪ハ一ノ所爲ナレトモ其所爲ノ上ニハ此ノ三條件アル者ナレハ所爲ノ如何ヲ述フル前豫メ此等ノ事ニ付キ論セサル可ラス

第一款 犯罪ノ主体即チ犯罪人

第一節 犯罪ノ主体ヲ論ス

犯罪ノ主体トハ則チ犯罪ヲ行フ者ニシテ之ヲ行フ者ハ人類ナラサル可ラス(人類ト人類ニ非ルモノトノ區別ハ種々アレトモコハ動物學ニ讓リテ爰ニ説カス)故ニ例エハ風吹キテ家ヲ倒シ畜類アリテ人ヲ殺ストモ犯罪トハ云フ可ラス即チ人類ヲ除クノ外ハ神ニテモ又ハ怪物ニテモ犯罪ヲナス能ハサルナリ然レトモ日本ノ裁判所ニテハ沒收ノ如キ物品ニ對シ裁判スルコトアリ例エハ爰ニ一物品アリテソハ犯人ノ

所有ニアラサルモ禁制物ナルヲ以テ之ヲ沒收ストセハ犯罪人ハ其心
ニ於テソレハ御門違ヒナラント云フ可シ何トナレハ毫モ自分ニ利害
ノ關係ナケレハナリ然ルヲ尙且之ヲ沒收セラル、ハ畢竟其物自カラ
チ惡ミタルニ外ナラスト云フ可シコハ後ニ刑ノ事ヲ論ズルトキニ至
リテ精シク講明セント欲ス
犯罪ノ主体ハ人類ナラサル可ラサルコトハ既ニ述タル如クナルカ然
ラハ法律上ノ無形人會社、國家、府縣ノ如キハ犯罪ヲ爲シ得ルヤ否ト云
フニ此等ノ人ハ司法上或ハ行政上ニ云フ區別ニシテ刑法ニハ必要ナ
ラサルナリ乃チ刑法ニ云フ人トハ自然ノ人ニシテ其外ノ者ハ人ト認
メサルナリ併シ無形人會社ノ如キモノ現ニ犯罪スルコトアリ斯カル
場合ハ其無形人ヲ組織スル所ノ有形人ヲ罰ス換言スレハ無形人トハ
つねれハ痛キ有形人ノ集合ナレハ刑法上無形人ヲ罰スルニハ其集合

体ノ一ナルつねれハ痛キ有形人ヲ罰スルナリ例エハ屋上制限アリテ
 水ヲ街路ニ撒カサル可ラス又ハ屋根ハ瓦モテ葺ク可シ杯入釜シク世
 話ヲ燒キナガラ却テ府縣廳ノ此規則ヲ犯スコトアラハ此場合ハ如何
 處分ス可キヤト云フニ其官省ノ會計主任ノ者カ罰セラレルナリ
 尙ホ犯罪ノ主体ニ付キ一ノ問題アリ則日本人民カ日本人民タル資格
 ナ以テスルトキハ罰スルコトヲ得ルヤ否ト云フニコハ後世ノ歴史家
 ノ任ニシテ現ニ手ヲ着ケタルニアラサルトキハ裁判所ハ罰スルコト
 能ハサルナリ

第二節 犯罪ノ責任ヲ負フニ足ル能力ヲ論ス

如何ナル人カ犯罪ノ責任ヲ負フニ足ル能力アリヤト云フニ犯罪ノ責
 任ヲ負フニハ人タル智能ヲ具フルヲ要ス此智能ハ三ツノ原素ヨリ成
 立スル者ニシテ其一ハ自分セルスコニヤス子スニ關スル知覺其二ハ他人コンシヤス子スオスエキスターナルリ又ハ外物ニ關ス

犯罪ノ責
 任ヲ負フ
 力ニ足ル能

ル^ト知覺其三^{モラール}ハ道德上^{コンシヤス}ノ知覺是ナリ故ニ智能ヲ分析スレハ此又三原素ニ歸スル者ト知ル可シ

(第一)自己ニ關スル知覺トハ自己ノ腦裡ニ欲スルモノアレハ我手從ツテ動クヲ云フ即己レテ知ル知覺ナリ(第二)ハ自己ノ手ヲ以テ外物即チ此^{ランブ}ヲ打テハ^{ランブ}ハ如何ナル結果ヲ現ハスカチ知ル知覺ナリ(第三)ハ若シ此^{ランブ}カ毀ルトスレハ其之ヲ毀ツハ是カ非カチ知ル知覺ナリ今尙一例ヲ示セハ余カカチ用^テ刀ヲ舉レハ刀ハ我手ニ隨テ揚ルヲ知ル是レ第一ノ知覺ナリ又其刀ヲ以テ他人ヲ打テハ他人隨テ死傷スルヲ知ル是レ第二ノ知覺ナリ又他人ヲ死傷セシムルハ果シテ善ナルカ又惡ナルカヲ知ル是レ第三ノ知覺ナリ

コ、ニ注意ス可キハ犯罪ノ能力ト犯罪ノ責任トノ區別ニシテ犯罪ノ能力ハ責任自身ニアラサレハ決シテ混同セサルヲ要ス此犯罪ノ智能

瘋癲人

ニハ種々ノ度アリテ第二ノ知覺アリテ第三ノ知覺チ欠クコトアリ斯
カル不完全ナル場合ハ責任ヲ負ハシメサルナリ
能力ニ付キ論ス可キコトハ第一ニ幼者ト瘋癲人ナリ日本刑法第七十
八條ニモ罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セサル者ハ其
罪ヲ論セストアリ是レ唯刑ヲ科セサルノミナラス固ヨリ罪ノ成リ
立タサルモノナリ則チ幼者瘋癲人ノ如キハ第一及ヒ第二ノ知覺スラ
無キ者アレハ況シテ第三ノ知覺ナキハ勿論ノコトナリ
第一瘋癲人 瘋癲人ハ矮小ナル部屋ニ幽閉サレ困シキ如クニ見ユレ
トモ實際自身ニハ決シテ困シキ者トハ思ハレサル由何トナレハ瘋癲
人ハ自分ヲ神カ天人カ又ハ耶蘇ノ如ク此上モナキ賢者ナリトシ自分
ニ關スル知覺チモ有セサレハ素ヨリ他人及外物ニ關スル知覺ナキハ
言フチ待タスサレハ自分ノ着タル衣服ハ大禮服ノ如ク自分ノ居ル所

幼者

ノ部屋ハ宮殿ノ如クニ思ヒ居ルナリサレハ此者カ人ヲ殺セハトテ惡
意アリト認ム可ラサルノミナラス夫レ自身ハ却テ當然ノ事ナリト思
フテ爲シタル者ナル可ケレハ之レニ責任ヲ負ハシム可カラサルナリ
又犯罪ノ當時ハ瘋癲ナラサルモ犯罪ノ後ニ至リテ瘋癲トナル者アリ
此等ハ固ヨリ犯罪ハ成立シタル者ナレトモ刑ノ執行ハ之ヲ停止セサ
ル可ラサルナリ

第二幼者 人間ハ漸々ニ成長スルモノニテ其初メハ皆幼者ナラサル
ハナシ故ニ第七十九條ヨリ第八十一條マテ幼者ノ罪ヲ記載セリ則チ
幼者ヲ第三期ニ區別シ第一期即十二歳ニ滿サル者ハ完ク犯罪ノ主体
タル能力ナシトシテ其罪ヲ問ハス第二期即十二歳以上十六歳マテハ
辨別力ノ有無ニヨリテ罰スルト否トヲ定メ第三期即十六歳以上二
十歳ニ滿タサル者ハ罰スルコトハ罰スレトモ輕ク罰スト云フニ過キ

スサレハ第三期ハ能力ノ點ヨリ云ヘハ關係ナキモノナリ云々ニ
 要之スルニ第一期ノ幼者ハ自己ニ關スル知覺及ヒ他人ニ關スル知覺
 ナモ有セサレハ之ヲ罰セス第二期ノ幼者ハ自己ニ關スル知覺及ヒ他人
 ニ關スル知覺ハ稍之レ有リト雖第三ノ知覺ハ之ヲ有スルトキト否ト
 アリ故ニ之レ有ルトキニハ罪アリトナシ之レ無キトキハ罪トナサザ
 ルト云フ證據ナリトス
 譬エハ小兒カ物ヲ貰フニ「坊ヤ」ニ贈レト云フヲ見テモ其自分ノ名ノ代
 リニ三人稱ノ代名詞ヲ用ユルハ自己ニ關スル知覺ナキノ一證ナリ又
 人アリ石ヲ放抛シテ某ノ頭ヲ打チタルトキ小兒ハ之ヲ見テ風ノ吹キ
 飛シテ打チタルト同様ニ思フナル可シ是レ又他物ノ關係ヲ知ルノ知
 覺ナキモノナリ

此ノ如ク十二歳以下ノ幼者ハ犬猫モ同様ニシテ且第一及ヒ第二ノ知

覺ハ畜類ニテモ有スル者ナリ然ルニ我カ刑法ニテハ力メテ之ヲ罰ス
 ルコトアリ違警罪ニ於ケル是ナリ違警罪ハ第二期ノ幼者ト雖モ尙ホ
 罪アリト認メテ減刑スルニ止レリ或人ノ保護說ニ曰ク違警罪ハ惡意
 ナ要セサルヲ以テ之ヲ罰スト果シテ然ラハ十二歳以下ノ幼者ト雖モ
 之ヲ罰ス可シ加旃ナラス尙ホ撞着スル點ハ瘖啞者ハ其罪ヲ問ハスト
 ナス是レナリ必竟スルニ此等ノ區別タルヤ我立法者ノ手細工ニ成リ
 テ理論ニ從ハサルニ出テタルモノナリ
 第三瘖啞者 瘖啞者ハ耳モ聞エス口モ適ハサレハ幼ヨリ教育ヲ施ス
 能ハサル者ナリ是レ知能ナキ者ノ一ニ加ハル所以ナリ然レトモ古エ
 ノ時代ニテハ兎モ角モ今日ハ盲啞院マテモ出來タル者ナレハ此等ニ
 固ヨリ犯罪ノ免許ヲ與フ可カラサルナリ併シ如何センヤ我刑法ハ之
 ナ七十八條ニハ包含セシメスシテ特ニ瘖啞者メミハ別條ニ不論罪ナ

白痴

定メタレハ余儀ナク今日ノ所ニテハ犯罪ヲ許サ、ル可ラス故ニ理論上ヨリ言エハ瘖啞者ノ如キモ情狀ノ點ヨリシテ之ヲ減刑ス可キ而已ニシテ決シテ犯罪ノ責ナシトハ云フ可ラサルナリ加之ナラス前ニモ述タルカ如ク違警罪ハ幼者モ之ヲ罰スルコトアルモ瘖啞者ノミハ假令智能アリテモ之ヲ罰セサルニ至ル

夢中犯

第四白痴 色々醫學上ノ論モアリ又色々白痴ノ度モ異ナレトモ爰ニ云フ白痴ハ其最モ甚シキ者ヲ云フ是レハ我刑法ハ第七十八條ノ中ニ含有セシメ其是非辨別ノ如何ニヨリテ之ヲ罰スルト否トニ分ツ第五英語ノ「ナイトウチカー」即チ夢中犯ナリ是レモ我刑法ニテハ第七十八條ヲ適用ス可キ者トス

醉狂者

第六醉狂者 即チ英語ノ「ドランカー」ナリ此醉狂者ニ付學者ハ色々ニ議論シテ半醉生醉全醉杯區別シタレトモ此レ實ハ區別ス可キ者ニア

ラス故ニ我刑法ニテハ第七十八條ヲ適用シテ罪ヲ犯ストキ知覺精神
ナキトキノミ之ヲ罰スルモノトス是レ我刑法ノ適當ナル箇條ト云フ
ベシ
以上犯罪ノ責任ナキ無能力者ノ事ヲ論シタルカ偕此無能力者ノ罪ヲ
犯シタルトキハ之ヲ放擲シ置ク可キヤ否ヤト云フニ固ヨリ罪トナラ
サルモノナレハ刑ヲ科ス可キ様ナク况シテ減刑アラシヤ然レトモ之
テ放擲シ置クニモ至ラサレハ其取締リ方法ヲ設ケテ第七十九條ニ滿
八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留
置スルコトヲ得トアリ又第八十二條ニ瘖啞者ハ情狀ニ因リ五年ニ過
キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得トアルハ其目的刑ヲ科ス
ルニハアラサレトモ其取締リ方ヲ規定シテ再ヒ害ヲ爲サシメザルニ
止マルモノナリ

瘋癲人ノ規則ハ刑法ニ記載セサレハ純然タル行政上ヨリ之ヲ處分スルニ止マレリ

第二款 犯罪ヲ受クル物体ヲ論ス

犯罪ヲ受クル物体ヲ論スルニ付色々ニ別ツト雖モ是レニモ亦能力ヲ必要トス第一物理上ノ能力即有形的ノ能力ナリ

凡ソ目的アル犯罪ハ能力ナケレハ罪トナラサルナリ例エハ石地藏ヲ殺シ或ハ影ヲ斬ルトモ其物体ニ生命アルニアラサレハ之ヲ殺スト云フコトハ到底爲シ能ハサルモノナレハ之ヲ稱シテ不能犯トハ云フナリ
故ニ不能犯トハ犯罪物体ノ物理的ノ能力ヲ欠キタル場合ナリ是不能犯ト欠効犯又ハ未遂犯ト間違テ來スモノニテ一般ヨリ論スルトキハ不能力ト未遂犯トノ區別無キニ至ル例エハ石地藏ヲ人ナリト思ヒテ

期滿領得
及期滿得
權

ノ効チ生スルモノナリ
第七十二節 「ユーゲユカピチ」期滿領得及ヒ「プレスクリプシ

ヨン」(期滿得權)

又羅馬法ニテハ「ユーゲユカピチ」期滿領得ト稱ヘ他ノ妨害チ受クル
コナク善意チ以テ靜カニ物件チ占有スルコ法律上認定シタル領得法
ニ基ヒスルキ即チ其認定シタル領得法トハ羅馬固有法ニテ動産ナレ
ハ占有スルコ一ケ年間不動産ナレハ二ケ年間ニ及ヘハ全ク其所有權
チ領得スルノ方法アリ蓋シ此ノ「ユーゲユカピチ」ノ動作ハ羅馬法律
中ニテ最モ樞要ナルモノトス如何トナレハ「マンシペーシヨン」羅馬固
有法ノ特別ナル賣買法ニアラサル方法ニ依リ「レスマンシハイ」マンシ
ペーシヨン法ニヨリ賣買スヘキ物チ得タル人ノ權利及ヒ善意チ以テ
物件チ占有シタル人ノ權利チシテ僅カニ數月チ經過スルノ後完全チ

ル「クイリタリアン」權(專有權)ニ變セシムルモノハ全ク「ユーヂユカピチ
 ー」ノ致ス所ナルヲ以テナリ
 「プレスクリフシヨン」(期滿得權)ハギヤステニアン帝ノ時代以前ニ於テ
 ハ權利ヲ領得スルノ方法ニアラス單ニ專有ノ所有者ニアラサル人ニ
 シテ久シク保有シタル權利ヲ恢復センカ爲メニ提出シタル訴訟ヲ拒
 絶スルノ手段タルニ過キサリシナリ蓋シ「ユーヂユカピチー」ノ効力ハ
 凡テノ動産及ヒ伊太利ニ於ケル不動産ニ止マリ毫モ他ノ不動産ヲ左
 右スル能ハサリシヲ以テ各地方ニ於テハ期滿得權ノ方法ヲ不動産ニ
 適用セシカギヤステニアン帝ハ物件ヲ占有スル期限ノ長短ニ依リ其
 所有權ヲ領得スルヲニ關スル法律ヲ一變シテ一樣ノ法律ヲ全國ニ施
 行シ若シ三年間動産ヲ所持スルキハ占有者其所有權ヲ領得シ不動産
 ナレハ同地方ニ住居シテ十年間之レヲ占有シ若シ他ノ地方ニ居住ス

「イン、ギ
ユール、
セツシヨ
」

合体權利
ノ領得

ルモノハ二十年間之レヲ占有シタル時ハ其所有權ヲ領得シ得ルコト
規定セリ

第七十三節 「イン、ギ、ユール、セツシヨ」

「イン、ギ、ユール、セツシヨ」ト稱スル陰制ノ訴訟ヲ以テ物件ヲ放棄スル
時ハ其所有權又移轉スルモノトス則チ是レ一種ノ訴訟法ノ名稱ニシ
テ被告ハ少シモ爭ハス原告ノ請求シタルモノヲ速ニ交附スルヲ云フ
又境界ノ爭及ヒ財産分配等ニ關スル訴訟ニ於テ判官其職權ヲ以テ裁
判シテ爭論ノ目的タル物件ヲ原被兩造ニ配當分賦シタルキハ從テ所
有權モ移轉スルモノトス

第七十四節 合体權利ノ領得

全体權利ヲ領得スルハ甲某乙某ノ身分即チ法律上ノ資格ヲ相續シタ
ルキニシテ對世權ト對人權トヲ問ハス總テ權利ヲ傳領ス養子遺囑者

遺囑

遺囑

ノ相續人及ヒ無遺囑者ノ相續人ノ如キハ則チ其適例ナリ蓋シ入籍ノ
 場合ニテハ甲若シ乙家ニ入籍シタルモハ從來甲ニ屬シタル權利ハ悉
 ク之レヲ乙家ニ交附シタルモノトス

第七十五節 遺囑

本來遺囑ヲナスニハ「コミシア、キユリアター」古代羅馬ニ於テ全姓共宗
 人民ノ總集會ヲ云フノ公認ヲ要シ或ハ又陰制ノ賣買方ヲ用ヒテ遺囑
 チナセリ則チ遺囑者ハ其所有物ヲ買者即チ相續人又ハ遺囑者ノ死後
 其遺志ニ從テ財產ヲ分配スルノ責アル人ニ交附シタルモノナリ降テ
 後世ニ至リ遺囑ヲナスニハ皆七名ノ保證人ノ目前ニ於テ遺囑書ヲ製
 シ證人ハ之レニ調印シ且ツ證人及ヒ遺囑者共ニ之レニ署名シタルモ
 ノトス加之遺囑チ有効ナラシムルニハ必ラス「テスタメンチー」フワク
 シヨ一チ有セサル可ガテズ蓋シ此ノ語ハ羅馬市民ノ奉スル法律ニ於

相續權ヲ
褫奪スル
コト

テ遺囑ヲナシ之レヲ収領シ或ハ其證人トナリ得可キ人ノ資格ヲ云フ
ナリ

第七十六節

相續權アシエンヘリタンスヲ褫奪スル

遺囑者若シ己レカ權力ノ下ニ屬シタルモノ、中其財産ニ對シ當然請
求ス可キ權アル各自ヲ指名シテ相續權ヲ褫奪スルニ非レハ其作リタ
ル遺囑證ノ全部共ニ空シク無効ニ販スヘシ抑モ羅馬遺囑法ノ一種奇
特ナル所ハ身分相續人ノ制ニシテ身分相續人ノ定メアルコアラサレ
ハ遺囑毫モ其効ヲ奏スル能ハス如何トナレハ法律上遺囑者ノ生存ヲ
繼續ス可キモノナキヲ以テナリ故ニ遺囑ヲナスコハ先ツ初メニ身分
相續人ヲ設ケサル可カラス而シテ身分相續人遺囑者ノ身分ヲ相續セ
ンコトヲ諾スルニ於テハ恰モ其身ヲ遺囑者ノ地位ニ置クモノニシテ凡
テ其所有財産ヲ領収シ併セテ又其負債ヲモ負擔ス可キ責メアルモノ

トス而シテ遺囑者ノ所有財産ヲ領収シタル場合ニ於テ後キ遺囑者ノ遺言ニ從ヒ人々ニ財産ヲ分配ナスガ如キ其遺囑ヲ執行セスンハアルヘカラス此ニ於テ平身分相續人ヲ保護スル爲メニハ再三種々ノ法律ヲ設ケタリ殊ニ遺囑制限法^{レックス、フルシター}ノ如キハ遺囑者財産ノ四分ノ一ハ必ス身分相續人ニ附與ス可キ保護ヲ與ヘリ而シテヂヤスチニアン帝ノ時代ニ至リ身分相續人ノ地位全ク一變シ身分相續人ハ自己ノ財産ヲ特有シテ遺囑者ヨリ領収シタル財産トハ別離シテ保存シ得ルコトナリタリ〔譯者曰ク是マテノ如ク遺囑者ノ負債ヲ償フニ當リ不足アルモ自己ノ財産ヲ以テ償フニ及ハサルコトナリタルナリ〕且ツ相續者カ身分ヲ相續ナスヲ好マサルノ故ヲ以テ遺囑ヲ無効ニ飯セサラシメソカ爲メ一名以上ノ人ヲ遺囑書ニ記録シ置クノ習慣ヲ生セリ乃チ之レニ記名サレタル人ハ順次身分相續者ノ位地ニ立ツ可キモノトセリ之レヲ名^{サア}

代相續ト云フ又誰シモ身分相續ヲ厭フタルヲ以テ遺囑者ハ其奴隷ノ

一人ヲ相續者名簿ノ終末ニ擧テ身分相續者ノナキ場合ナカラシメシ

テ豫期スルヲ得タリ乃チ其指名サレタル奴隷ハ法律上身分相續ヲ

謝絶スルヲ得サルモノトス之レヲ有責相續人ト云フ相續人ヲ設ケ或

ハ遺囑物ヲ交附スルニ必要ナル條件ノ幾分ヲ遺囑書中ニ缺漏スルモ

尙ホ遺囑者ノ遺囑ノ表示ハ衡平法ノ委託トシテ遺囑ノ身分相續人ニ

對シ其効力ヲ有スルモノナリ蓋シ斯ノ如キ衡平法ノ委託ヲ以テ法律

上ノ義務トナシタルモノハチトガスタス帝ニシテ遺囑ヲ以テ定メタ

ル取扱ノ方法ニ因テ財產ヲ處分スルヲ明示シタルマテニシテ未ダ

有効ノ遺囑書トナスニ必要ナル儀式ヲ履マサル遺囑附録ヲシテ有効

ノモノトナシタルモ亦同帝ナリ

第七十七節 無遺囑相續

無遺囑相續

若シ夫レ遺囑ナキナ以テ格段ナル財産ヲ相續ス可キ人ヲ斷定シ能ハ
 カル場合ニ於テハ一定ノ法律ニ依テ其相續ノ順次ヲ決スルモノニシ
 テ先ツ第一ニ相續ス可キ人ハ死者ノ權内ニ屬スル子孫スイ、ヘレデスノ中死者ノ逝
 去ニ依テ其親族ノ家長トナル可キ人ナリ故ニ死者ノ子ハ則チ其相續
 人ナリト雖モ其孫ハ死者ノ子死去シタル後チニアラサレハ相續スル
 ヲ得サルモノトス以上舉クル所ノ子孫等ヲ指シテ「スアイ、ヘレデス」ト
 稱シ眷族ノ財産ニ對シ各自ノ利益ヲ屬スルモノナリ若シ「スアイ、ヘレ
 デス」中ヨリ相續人トナル可キモノナキ時ハ正系アヅナチノ眷族則チ父方ノ眷
 族中ヨリ出テ、相續ス父方ノ眷族又缺乏シタル時ハ彼ノ著名ナル羅
 馬十二銅表ノ法ニ依リ同姓センズ共宗中羅馬古代ノ組合ノ名稱ノ一人代テ
 相續スルモノトセリ蓋シ死者同姓共宗者中ノ一員タリシ場合ニ限り
 此相續ヲ許シタルハ勿論ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ死者同姓共宗者中

ノ一員ニアラサル場合ニ於テハ父方ノ眷族以降ノ相續ニ關スル古代
羅馬ノ固有法ハ固ヨリ知ルヲ得サルトナリト雖モ恐クハ傍系親族ノ
モノ相續ヲナシタルモノナラン羅馬外國奉行ノ定規ニテハ父方ノ眷
族缺乏ノ場合ニ於テハ傍系親族ニ其請求ノ權ヲ與ヘ母方ノ眷族即チ
血脉親族ヲシテ遺產ヲ相續スルト得セシメタリシカ降テ後世ノ羅
馬法ニ至リ大ニ傍系血統者ノ相續ヲ保護シ種々ノ重要ナル條件ニ依
テハ單ニ正系親族ノ名アルノミニシテ左マテ近親ナラサルモノヨリ
ハ寧ロ傍系親族ヲ重ンセリ

シヤスチニアソ法典モ亦集合物權ヲ領得スル三種ノ方法ヲ明示セリ
然レモ以上述ヘタルカ如キ必要ノモノニアラス其第一種ヲ「ボノラム、
アツデクシヨ」ト稱シ則チ死者其生存中ニ自由ヲ與ヘタル奴隸ニ死
者ノ所有物ヲ交附スルヲ云ヒ第二種ハ「ボノラム、グエンデシヨ」ト稱

シ破産者ノ債主ニ對シ最多額ヲ辨償セント企ル人ニ破産者ノ全所有物ヲ強賣スルノ方法ニシテ第三種ハ「エツキスセナタスコンサルト」ト云ヒ奴隸ト共ニ住食シタル婦人ヲ其婦人ノ財産ト共ニ右奴隸ノ主人ニ交附スルノ方法則チ是レナリ

第四章 對人權ヲ論ス

第七十八節 對人權

對人權トハ余輩已ニ論述シタル如ク甲ナル一人カ乙ナル他人ニ對シテ有スル權利ニシテ例ヘハ甲ナル權利者ニ對シ一物ヲ交附シ一事ヲナシ或ハ一事ヲ善良ニ爲サシムヘク様乙ナル義務者ヲ拘束スルノ權チ云フ羅馬法ニテハ此權利チ有スル人即チ權利者及ヒ權利者ニ對立スルノ人即チ義務者ヲ指シテ法鎖オブリゲーションノタメニ箝制サレタル者ト稱ス蓋シ法鎖ノ意タルヤ双方ノ對手間チ結合スルノ鎖ト云フ義ニシテ此ノ

移權義務
爲禁義務
辨償義務

鎖ノ存在ハ訴訟上對手間ノ一方ヲシテ強テ一事ヲナサシメ或ハ強テ
一物ヲ交付セシムルノ權力ヲ他一方ノ對手ニ附與スルモノナリ固ヨ
リ法鎖ハ直ニ訴訟最後ノ目的トシテ獲ント欲スル一事一物上ニ於
ケル利徳ヲ附與スルモノニアラス唯之レテ獲ルノ手段ヲ授クルニ過
サルハ恰モ羅馬外國奉行ノ制度ニ於テ法鎖ハ一事一物ノ時價ヲ要ム
ル手段ヲ附與スルニ過キサルト一般ナリ

第七十九節

移權義務爲禁義務及ヒ
辨償義務

移權義務爲禁義務及ヒ辨償義務ノ三語ハ法鎖ヨリ生シ得ヘキ諸般ノ
義務ヲ抱括總稱スルニ用ユルモノコシテ法鎖ノタメニ束縛セラレタ
ル人ハ移權義務即チ一物ノ全所有權又ハ占有權ノ交付ヲ執行セサル
ヘカラサルカ或ハ爲禁義務即チ一事ヲナサ、ルヘカラサルカ又ハ之
レヲナスヘカラサルカ或ハ辨償義務即チ損失ヲ辨償シ又ハ物件ヲ供

給スルカ如キ義務ヲ果サ、ルヘカラス但シ物件ヲ供給スルハ移權義務ニ屬スルカ如シト雖_レ玆ニ掲ケタルハ移權義務ノ區域内ニ含蓄セサルモノヲ云フ凡ソ人他人ニ對シテ對人權ヲ有スルモノハ皆權利者ト稱シ而シテ他人ノ請求ヲ満足セシムヘキ義務ヲ負擔スルモノ即チ對人權ニ服從スヘキ人ハ悉ク之レヲ義務者ト云フ「クレデトル」ナル語ハ勿論權利者カ義務者ヲ信任シテ爲ス所ノ取引ヲ指スナリ然レ_レ其之レヲ適用スルノ區域甚タ廣キヲ以テ英國ニ於テ用ユル「クレデトル」債主_主及ヒ「デトル」(負債主)ノ語ト混同スルコトナキヲ要ス

第八十節 法鎖ノ區別

抑、羅馬法律ノ理論ニヨレハ諸般ノ法鎖ハ皆其源ヲ結約者雙方ノ合意或ハ甲者乙者ニ損害ヲ蒙ムラシメタルヲ以テ被告者乙ニ其損害要償權ヲ與ヘタル私犯ニ發スルモノトス然レ_レ契約ハ對手間雙方ノ合

意ヨリ生スル法鎖ヲ悉ク抱括スルモノニアラス斯ノ如キ法鎖ハ之ヲ概稱シテ「コンウエンシヨ」、「パクタム」或ハ「コンウエンタム」即チ單ニ合意ト云フ則チ契約ハ相互ノ合意ヨリ生スル法鎖ニシテ且羅馬固有法ニ於テ認定スル所ノ法式ニヨリテ締結シタルモノニ限レリ然レモ古代ノ法律ニハ契約ノ外又相互ノ合意ヲ表スルニ他ニ一ノ方法ヲ認メス而シテ單ニ合意ノミコテハ無効トナセシヲ以テ斯クハ相互ノ合意ヨリ生スル諸般ノ法鎖ハ總テ契約ヨリ生スルモノトハ云ヘルナリ

所有物移轉法

第八十一節 「子キシユーム」〔所有物移轉法〕

「レス、マンシビー」〔屬農業者〕ヲ讓與スルノ定式チ「マンシペーシヨ」〔屬農業者賣買式〕ト稱スルコトハ余輩已ニ第五十九節ニ於テ之レヲ陳述セリ
ガイアス氏奴隸讓與ノ式ヲ説テ曰ク奴隸ヲ賣買スルニハ丁年ノ羅馬都人士五名以上ノ保證人及ヒ右ト同一ノ資格ヲ有スル人コシテ一雙

ノ天秤ヲ所持スル人即チ「ライブリベンス」秤手者ノ目前ニ於テ之レヲ
 執行スルモノコシテ買者ハ手ニ一片ノ銅ヲ持チ左ノ言ヲ述フ曰ク此
 奴隸ハ余カ所有ナリ則チ彼奴ハ此銅片ト秤トヲ以テ余ニ購求サレタ
 ルモノナリト然ル後チ買者ハ右ノ銅貨ヲ以テ秤ヲ打チ市價ノ表號ト
 シテ之レヲ賣者ニ讓與スルナリ然レモ此賣買法ノ總稱チ「マンシペー
 ショー」ト云フハ非ナリ却テ「チキシユーム」(所有物移轉法)ト云フヘシ何
 トナレハ此式ヲ用井タルハ賣買ヲ以テ眞ノ目的トスル場合ノミニ限
 ラス附托或ハ質入ノ契約ヲ結フニモ均シク此式ヲ利用シタルヲ以テ
 ナリ此場合ニ於テ買者ハ或ル特定ノ條件ニヨリ再ヒ還附スルハ約束
 チ以テ賣者ヨリ物件ヲ領收シタリ斯ノ如クシテ物件移轉ノ式ノ遂ニ
 半ハ未ダ執行セサル契約ノ式トナルニ至レリ

第八十二節 手渡法鎖ノ契約

手渡法鎖
ノ契約

羅馬固有法カ其完全ノ域ニ達シタル時ニ當リテ外國奉行法ノ組織大ニ固有法ヲ變更ナシタルニモ關セス子キシユーム所有物移轉法ハ手渡法鎖ト稱セラレ恰モ付托及ヒ質入ノ契約ニ於ケルカ如ク重モニ奴隸賣買ノ式ニ用非ラレタルモノナリ抑モ手渡法鎖トハ單ニ物件ヲ交付シタル而已ニテ其交付サレ又ハ之レヲ領收シタル人ニ對シ法鎖ヲ生シ其交付ノ目的ヲ達スルタメ之レヲ保有スルノ義務ヲ負フモノナリ羅馬固有法ニテ認定シタル契約ハ其類四アリ蓋シ手渡法鎖ノ契約ヲ認定シタルハ歴史上恐ラシハ口約ウエルビス及ヒ成文約リッテリスノ後ニアリト雖モ法典中ニハ手渡法鎖ノ契約ヲ最初ニ示セリ復タ手渡法鎖ノ契約中ニ四種アリ即チ第一同質物還納約ミユーテユームハ他人ヨリ物品ノ若干ヲ領収シタル人其嘗テ收領シタル同質物ヲ以テ請取リタル高丈ヲ還付スヘキヲ云フ第二物件貸與約コムモデハ領収者カ曾テ領收シタル其物ヲ返還スヘキ場合ヲ云ヒ第三ノ保

口約

護^{ボシタム}預約ハ受托者其委托サレタル物件ヲ安全ニ保存スヘキ義務アルヲ云ヒ第四質^{ヒクナス}入約ハ領収者典物トシテ物件ヲ領収スルヲ云フナリ

第八十三節 ^{ウエルビス}口約

固有法ニ定メタル第二類ノ契約ハ未行契約中口演ヲ以テシ爲タル契約ニシテ即チ嚴格ナル定式ノ言語ヲ用非テ締結スルモノヲ云フ此口約ヲ結フニハ結約者ノ一人先ツ其對手ニ向テ合式ノ口問ヲ呈ス之レ^{スチビユライシホ}チ口式談問ト云フ其對手復々之レニ合式ノ口答ヲ與フルモノトス之レ^{プロミッショイ}レチ口式答約ト云フ而シテ此契約ヲシテ其効力ヲ有セシムルニハ口問ヲ起スニ必ラス^{エボシテス}約束ノ式ニ則トリ汝ハ契約ヲナスカト問ハサルヘカラス口答モ亦必ラス^{スホンデカイ}約束者ノ式ニ則トリ余ハ契約ヲナスモノナリト答ヘサルヘカラス以前ハ「アロシツト」或ハ「ダアト」等ノ如キ語ヲ以テ口約ニ代用スルヲ許セシカ統テ右ニ記載シタル如キ嚴格ナル口答

動産委託法

之ヲ要スルニ無賃委托ノ受托者ハ其平常執ル所ノ職業上若クハ平常ノ行狀ニ於テ爲ス所ノ注意ヲ寄托物ニ對シ用ヰルヲ要スルノミナラズ假令自己ノ所有物ヲ保管スルト同一ノ注意ヲ以テスルモ若シ普通ニ行ハル、所ノ注意ヲ缺クキハ尙ホ損失ノ責任ヲ免ル、ヲ得サルモノトス

第三回

今回ハ尙ホ前回ニ續テ受托者ノ責任ヲ説カン扱前回ハ普通ノ場合ニ於ル無賃委托ノ受托者カ盡スヘキ通則及取除ノ事ヲ講述セシカ是ヨリハ更ニ約束ヲ以テ受托者ノ責任ヲ豫定シタル場合ヲ述ヘントス受托者カ委托ヲ受クルニ當リ安全ニ保管スヘシトノ約ヲ以テスルモノトスル約束ナクシテ預ルモノトノ場合アリ右二箇ノ場合ニ於テ法律上受托者ノ責任ニ區別ヲ生スルヤ如何ヲ討ヌルニ舊キ判決例中サ

ウスコートノ訴件ニ就テ諸家ノ論議セル所ヲ以テ之ヲ知ルヘシ仍テ
 左ニ之ヲ述ヘン
 サウスコートノ訴件 此訴件ハ甚タ舊キモノニシテ其事實モ充分ニ
 詳細ナルコトハ今マ之ヲ考フルヲ得サレト要スルニ原告サウスコート
 ハ被告ボンツットニ或物品ヲ委托セリ相約スラク安全ニ保管セント
 而ルニボンツットハ其傭人ニ竊取セラレタリ期ニ及ンテ原告該物品
 ノ返却ヲ促セシニ被告ハ答フルニ他人ノ竊ミ去ル所トナリ吾手裡ニ
 在ラサルヲ以テ返ス能ハスト抗辨セリ原告仍テ法庭ニ訴ヘ之カ返戻
 ヲ請求シテ曰ク被告ハ委托物ノ其手ニナキヲ以テ返戻ヲ拒ムト雖モ
 之ヲ竊取セシハ被告自己ノ傭人タレハ他人ノ手ニ在リト云フヲ得ス
 故ニ該物品ハ予ニ返サ、ルヘカラスト判事ハ之カ判決ヲ下シテ曰ク
 被告ハ安全ニ保管スヘシトノ特約ヲ以テ委托ヲ受ケタルモノナレハ

尋常ノ無賃委托ノ場合ト同一視スヘカラス言ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハス
ル特約アル場合ハ無賃委托ノ受托者ト雖モ通常ノ無賃委托ノ場合ヨ
リ多クノ注意ヲ要ス故ニ被告ハ竊取ノ責ニ任セサルヘカラスト
右判決ノ精神ハ如何ナル委托ニテモ特約ヲ以テ受托者ノ責任ヲ輕重
スルヲ得可シトスルニアリ此判決ノ全體ニ就テハホルト氏等其他全
ク反對ノ意見ヲ持シ異論ヲ唱ヒタリ就中或裁判官ノ說ニテハ斯ル特
約アル場合ト雖モ尋常無賃委托ノ場合ト更ニ異ナルコトナシ何トナレ
ハ斯ル特約ナシト雖モ受托者ハ相當ノ注意ヲ以テ安全ニ保管スヘキ
ノ義務アレハナリト而シテ左ノ例ヲ掲ケテ之ヲ説明セリ甲者約束手
形ヲ乙ニ托セントスルニ當リ之ニ語ケテ曰ク注意ヲ加ヘテ安全ニ之
ヲ保管スヘシト乙者諾シテ之ヲ預ル而シテ該約束手形ハ他人ノ竊ミ
取ル所トナレリ仍テ甲者之ヲ返戻センコトヲ法庭ニ訴ヘ出タルキ判事

ノ判決ニハ假令充分ニ注意ヲ加ヘテ保管スヘシト約スルトモ必竟唯
 安全ニ委托セシモノト其精神異ナルヲナシ故ニ相當ノ注意ヲ以テ保
 管スルヲ以テ充分ナリト言ヘリト蓋シ右ノ判決例ハ米國ノ裁判
 所ニ於テ判決セルモノナリ (Whitney v. Lee, 8 Met calf. 91. 譯) 彼ノアラ
 ツクフトーン氏ノ如キモ之ニ同意セルモノ、如シ
 然レモ近代ノ英國判決例ニ至テハ右數氏ノ説ニ反シ矢張最初サウスコ
 ートノ訴件ニ下セル判決ノ精神ヲ以テ正當ナルモノトシ特約ヲ以テ
 受托者ノ責任ヲ伸縮スルヲ得ルコトナセリ {Kettle v. Bronsall, Willes. 118. L. R. 2.}
 故ニ無賃委托ノ場合ト雖モ特約ヲ以テ受托者ノ責任ニ強弱輕重ノ差
 ヲ設クルヲ得ルモノトス {Giblin v. Mc. Mullen, P. Q. 339.}
 又時トシテ自己ノ所持品ニ用ヰルト同一ノ注意ヲ以テ保管スヘシト
 ハ約ヲ以テ委托ヲ受クルコトアリ此ノ如キ場合ニ於テハ若シ自己ノ所

持品ト共ニ竊ミ取ラレタル如キコアルモ受托者其責ニ任セサルモノ
トス但シ竊盜ノ問題ニ就テハ古來種々ノ論アリ未タ確然一定セサル
モノ、如シト雖モ予ハ前ニモ述ヘタル如クウヰリヤムシヨンス氏ノ
說ニ從ヒ一應ノ不注意アリト看做ス最モ穩當ナルモノト信スルナ
リ然レモ是又竊盜ニ付テハ必ス其責アルモノト云フニ非ス受托者ヨ
リ物件取戻ヲ請求シ受托者竊取サレタリト答フル場合ヲ云フニ過キ
ス故ニ受托者ヨリ損害ノ請求ヲナスハ舉證ノ責反テ受托者ニ在ル
コ勿論ナリト知ルヘシ
又平素受托者ノ極メテ粗忽ナルコトヲ熟知シナカラ之ニ委託スルハ
假令大過失アリト雖モ之ニ責任ヲ負ハシムルヲ得ス之ニ反シ通常人
ヨリ一層綿密ナル人ナルコトヲ熟知シテ之ヲ信シテ受托ヲ爲シタルハ
ハ假令通常人ニテハ責任ヲ免カルヘキ小過失アルノ場合ト雖モ尙ホ

責任ヲ負フコアルヘシ之ヲ要スルニ委託者ノ信用ノ度ト受托者ノ斯ル信用ヲ喚起セシメタルコトノ如何ニ應シテ亦大ニ受托者ノ責任ヲ異ニスルモノトス

又或場合ニ於テハ保管スル場所ヲ限リテ委託スルコトアリ譬ヘハ船長ノ部屋ニ於テ荷物ノ保管ヲ委託シ又貴重ナル珠玉ノ類ヲ甲板上ニ於テ委託スルカ如キコレナリ如此キ場合ニ於テハ委託者自ラ其場所ノ危険ヲ承諾シテ委託セルモノト法律上看做スヘシ何トナレハ斯ル場合ニ於テハ委託者ハ通常ヨリ責任ヲ減殺シテ委託セルカ若クハ委託者ニ於テ斯ル場所ヲ以テ委託物ノ保管ニ充分ナリト信シテ托セルモノト看做シ得ヘケレハナリ

然レモ右ノ場合ニ取除アリ譬ヘハ船長若クハ其他ノ受托者カ故サラニ之ヲ露出シテ惡漢等ノ目ニ觸レシメ爲メニ該物品ヲ危険ノ位地ニ

陷ラシメ或ハ之ヲ盜奪セラレ、等大過失アル時ハ受托者其責ヲ免カ
 レサルナリ (Nelson v. Macintosh 1 Stark 237 參照)
 (Bradish v. Henderson 1 Dane, Abridg, ch. 17 art. 11)
 又寄托物ノ何物タルヤ知レサル場合ノ受托者ノ責任如何ニ付テモ種
 々ノ論アリ往昔羅馬法學者中トレバチヤス氏ハ若シ封筐ヲ預リ其中
 ナル物品ノ何物タルヲ知ラサリシキハ委託ヲ受ケタルハ單ニ筐ノミ
 ナレハ其中ナル物品ニ對シテハ責任ヲ負ハサルモノナリト言ヘリド
 マー氏モ亦同說ナリ而シテラビチ氏ハ之ニ反對ノ意見ヲ懷ケリ其說
 ニ曰ク委託セラレタル筐ノ既ニ空筐ナラサリシ以上ハ必スヤ其筐裡
 ノ物件ニ對シテモ委託ノ責ヲ盡サ、ルヘカラス假令筐ニ封鎖ヲ施ス
 ト雖モ其空筐ニアラサルヲ知リツ、受取リタル上ハ筐中ノ物件ヲモ
 預リタルモノト見做サ、ルヘカラスト今マール場合ノ責任如何ヲ英
 國ノ判決例ニ照シ觀ルニ蓋シ「ボニヨン」ノ訴件ニ就テ之ヲ説明スルヲ得ヘシ

(α)「ボニヨン」ノ訴件ニ於テハ原告ハ種々ノ貴重ナル寶玉類ヲ入レタル一
 筐ニ封鎖ヲ施シ其中ナル物件ノ何タルヲ告ケスシテ之ヲ被告ニ委託
 セリ然ルニ被告ノ家盜難ニ遇ヒ被告ノ財産ト共ニ該筐ヲ竊去ラレタ
 リ盜郊外ニ至リ該筐ノ封鎖ヲ破リ中ナル寶玉類ヲ悉ク取り去レリ仍
 テ原告ハ被告ニ係リ該筐ト寶玉ニ對スル請求ヲナセリ而ルニ判決ハ
 前ニ述ヘタルトレバチヤス氏ト同一ノ主旨ヲ以テセラレタリ即チ受
 托者ハ筐中ノ物ハ果シテ何物ナリシヤチ知ラサルヲ以テ之カ保管ノ
 責ニ任スルニ及ハス唯筐ニ付キ其責任ヲ負フヘシト判決セラレタリ
 然レモ有名ナル裁判官ホルト氏ハ全ク之ニ反對ノ說ヲ唱ヘリ曰ク斯
 ル場合ニ於テハ決シテタ、筐ノミチ托サレタルモノニアラス故ニ筐
 中ノ物ニ就テモ受托者其責任ヲ負ハサルヘカラスト此說頗ル正確ナ
 リト雖モ惜ム可シ甚タ漠然トシテ之ヲ實際ニ適用スルニ至テハ往々

不都合ノ場合ナシト謂フヘカラス何トナレハ一概ニ筐中ノ物ニモ注
 意ヲ要スト云フモ其注意タル如何ナル注意ヲ用ユヘキヤ未タ判然タ
 ラサレハナリ此點ニ就テハストリー氏ハホルト氏等ノ説ヲ取捨シテ
 巨細ニ持説ヲ述ヘタリ其説ニ依レハ左ノ數則ヲ生スルモノ、如シ
 (第一則) 受托者カ筐中ノ物件ノ何物タルヲ知了シタル場合ニハ假
 令委託者ヨリ封鎖ヲ施シタルマ、之ヲ委託セラル、モ受托者ハ
 其物件ノ價直ニ相當ナル注意ヲ用ユヘキノ責任アルモノトス之
 ナ反言スレハ通常如此物件ヲ筐ナシニ委託サレタルキト同一ノ
 注意ヲ用ユルヲ要ス

(第二則) 受托者ニ於テ筐中ノ物件ノ何タルヲ知り得ルノ機會ナキ
 場合ハ普通ノ物品ニ相當シタル注意アルヲ要ス故ニ此場合ニ於
 テハ大過失アルキ始テ受托者ノ責任ヲ生スモノトス

(第三則) 委託者ニ於テ種々ノ手段ヲ以テ故サレニ筐中ノ物質ノ何
 ダルヲ隱蔽セルモ若シ受托者其物質ノ何タルヲ知了シタルナラ
 ンコハ預テサリシ意思アル場合ニハ受托者其筐中ノ物件ニ對シ
 責任ヲ負ハス何トナレハ法律ハ如此所爲ヲ以テ委託者ニ詐欺ア
 ルカ否ラサレハ痴愚ニシテ損害ハ自ラ招キタルモノト見做スヲ
 以テナリ

以上三箇ノ原則ハ之ヲ要スルニ受托者カ委託ヲ受クル當時ニ於テ知
 リ若クハ信シタル物件ノ價直ニ相當ナル注意ヲ要スルモ若シ委託者
 ニ於テ詐欺ノ所爲アルモ受托者責任ナキモノトナスニアリ而シテ
 受托者ニ於テ假令筐中ノ物ノ何タルヲ全ク知了セサルモ幾分カ其何
 物タルヘキヤヲ推知シタル場合ニ於テハ通常ノ注意ヲ用井タルノミ
 ニテハ責任ヲ免ル、能ハス即チ其知リ得タル丈ノ物ノ價直相當ノ注

不
適
法
ノ
契
約
ノ
結
果
不
適
法
ノ
契
約
ハ
全
ク
無
効
ナ
ル
ヲ
以
テ
通
則
ト
ス
レ
モ
一
概
ニ
ハ
論
ス
可
ラ
ズ
何
ト
ナ
レ
ハ
不
適
法
ナ
ル
ト
ノ
契
約
ノ
事
柄
若
ク
ハ
約
因
若
ク
ハ
契
約
ヲ
以
テ
達
セ
ン
ト
ス
ル
目
的
ニ
關
ス
ル
時
等
ノ
區
別
ニ
由
テ
結
果
ニ
モ
又
自
ラ
差
異
アレ
ハ
ナ
リ
又
契
約
ニ
ハ
分
割
シ
得
ヘ
キ
契
約
ト
分
割
シ
得
ヘ
カ
ラ
サ
ル
モ
ト
ノ
區
別
アリ
テ
契
約
ノ
事
柄
并
ニ
約
因
ノ
適
法
ナ
ル
部
分
ト
不
適
法
ナ
ル
部
分
ト
チ
分
割
シ
得
可
キ
時
ニ
ハ
不
適
法
ノ
部
分
ノ
ミ
チ
以
テ
無
効
ノ
モ
ノ
ト
シ
適
法
ノ
部
分
ハ
有
効
ノ
モ
ノ
ト
ス
ル
ナ
リ
例
ヘ
ハ
甲
ヨ
リ
乙
ニ
數
種
ノ
物
品
ヲ
賣
渡
シ
タル
場
合
ニ
於
テ
甲
若
シ
乙
者
ニ
於
テ
其
物
品
ノ
或
種
類
ヲ
犯
罪
ノ
用
ニ
供
ス
ヘ
キ
目
的
ヲ
有
ス
ル
ト
チ
知
リ
シ
キ
ハ
之
レ
カ
代
價
ヲ
請
求
ス
ル
ヲ
得
サ
ル
ヘ
シ
ト
雖
モ
其
他
ノ
物
品
ノ
代
價
ハ
之
ヲ
請
求
ス
ル
ト
チ
得
ヘ
シ
約
束
ニ
對
ス
ル
約
因
若
ク
ハ
其
約
因
ノ
幾
分
カ
不
適
法
ナ
リ
シ
キ
ハ
之
ニ
對
ス

ル約束ハ凡テ無効トス何トナレハ適法ノ約因ト不適法ノ約因トチ分
 割シテ其適法ナル部分ノ約因ノミカ原因トナリテ果シテ契約ヲ生セ
 シモノトスルヲ得サルヘケレハナリ
 契約ノ事柄若シ法律ニ反スルキハ結約對手假令善意ナリシモ猶其契
 約ハ全ク無効ノモノトス是レ賭易キ理ナリ何トナレハ法律ヲ以テ法
 律ニ反スル事ヲ履行スヘキ約束ヲ履行セシムルキハ法律自ラ法律ノ
 カナシトスルニ均シケレハナリ結約對手ニ於テ其契約ノ事柄ノ法律
 ニ反スルモノナルヲ知ラサリシモ猶區別ヲ生スヘキニアラス何ト
 ナレハ法律ハ國民タルモノ各皆之ヲ知ルモノト見做セハナリ
 然リト雖法律ニ反スル事ヲ爲スノ意志ナクシテ結ヒタル契約ヲ履行
 スルキハ其法律ニ反スルモノナルヲ知ラサリシモ猶區別ヲ生スヘキ
 ハ法律ニ反セサル様ニ之ヲ履行シ得ヘキ以上ハ猶有効タル契約ノ効

チ失ハサルモノトス例ハ佛蘭西ノ某港ヨリロンドンニマテ秣^{マクサ}ノ積荷ヲ運送スヘキタメニ被告人ニ於テ原告人ノ船ヲ借受ケタリシニ其後ニ至リ結約ノ當時己ニ佛蘭西ノ秣ヲ英國ニ輸入スヘキ事ヲ禁シタル條例ノ發布セラレタルモノアリシヲ知レリ被告人ハ是ニ於テ自ラ借受タル船ニ積載セル秣ヲ英國ノ土地ニ陸揚セスシテ英國ニ着港ノ上船ヨリ直ニ他ノ船ニ秣ヲ積替ヘ更ニ之ヲ他國ニ輸出セリ然ルニ被告人ハ英國ニ着港ノ後猶豫日ヲ經過シタル後猶原告人ノ船ヲ止メ置キシユヘニ原告人ヨリ之レカ損害要償ノ訴ヲ起セリ被告人ハ該雇船契約タルヤ法律ニ反スルヲ履行スルノ意志ヲ以テシタルモノナシカユヘニ全ク無効ニシテ之ニ對シ原告人ニ對スル責任ヲ負擔スルヲナシト抗辨セシト雖モ裁判官ハ之ヲ用スシテ被告人ハ原告人ニ對スル損害賠償ノ責アリトセリ

契約ノ直接ノ事柄若クハ約因ノ不法ニアラサルキニテモ結約ノ當時
 ニ於テ對手雙方不法ノ目的ヲ達セントスル意志アリタルキ若クハ對
 手ノ一方ニ於テ不法ノ目的ヲ達セントスルノ意志アルヲ他ノ對手
 ニ於テ知レルキハ契約ノ効ヲ生セサルモノトス例ヘハ金錢ノ貸借若
 クハ物品ノ賣買等ノ取引ヲ爲スニ於テハ毫モ不法ノ事ナシト雖此等
 ノ金錢若クハ物品ヲ以テ不法ノ目的ヲ達セントスル用ニ供セントス
 ルノ意志アリタルキハ貸與シタル金錢ヲ拂戻サシメ若クハ供給シタ
 ル物品ヲ恢復センカ爲メニ訴訟ヲ起スヲ得サルモノトス椅子製造
 人ヨリ賣淫ヲ業トセルモノニ賣渡シタル椅子ノ代價ヲ請求シテ訴ヲ
 起シタル場合ニ於テ原告人ハ被告人ニ於テ此椅子ノ道德ニ反シ法律
 ニ背キタル用ニ供スルノ目的ヲ以テ購求シタルモノナルヲ承知シ
 居レルモノト見做サレ之カ代價ヲ請求スルヲ得スト判決セリ

不法ノ目的ヲ達セントスルノ惡意一方ノ對手ノミニ止リテ他ノ對手
ノ善意ナリシキニハ契約ヲ履行シ了ラサル前ニ在テハ善意ノ對手ニ
於テ之ヲ取消シ得ヘキモノトス例ヘハ家屋ヲ貸與スヘキ約束ニ背キ
タルノ故ヲ以テ原告人ヨリ被告人ヲ訴ヘタル訴訟事件ニ於テ原告人
ハ其借受クヘキ家屋ヲ不法ノ演說ヲ爲サンカ爲メニ借受クヘキ契約
ヲ爲シタルノ意志アリタルヲ并ニ被告人ハ結約ノ當時ニ於テハ原告
人ノ目的ヲ知ラサリシコトノ事實明瞭セリ此事實ニ依テ被告人ハ原
告人ノ不法ノ目的ヲ達セントスルノ趣意ニ出タルヲ承認シ次第貸
借ノ契約ヲ取消シ得ヘキモノニシテ決シテ違約ノ責任アルヲ無シト
セリ

不法ノ契約ニ由テ仕拂フヘキ金錢ノ抵當トシテ差入タル物品若クハ
手形等モ又全ク無効ノ者トス

右ニ記シタルカ如ク不法ノ契約ハ全ク無効ナルヲ以テ通則トスル
ヲ知ルヘシ然レモ法律上契約ノ不法ナルノ故ヲ以テ無効トスル所
以ノモノハ全ク契約ノ成立ヲ認知セサルニ同シ故ニ不法ノ契約ニテ
モ現ニ之ヲ履行シ之ニ據テ以テ物品ヲ引渡シ若クハ金錢ヲ貸與シタ
ルキハ其結果ハ全ク有効ノ契約ヲ履行シタル時ノ結果ニ異ナルヲナ
シ例ハ不法ノ用ニ供スルノ意志アルヲ知リテ賣渡シタル賣買ノ
取引ニ基テ賣主ヨリ之レカ代價ヲ請求シ若クハ其物品ノ恢復ヲ請求
スルノ權利ナシ不法ノ目的ヲ達スルタメニ其情實ヲ知テ貸與シタル
金錢ノ拂戻シヲ請求スルヲ得サルモ又同シコレ不法ノ契約ヲ以テ訴
訟ノ根據トスルヲ得サルノ原則ニ從テ生スル自然ノ結果ナリ法律ノ
格言ニ原被双方ニ同等ノ非行アリシキニハ被告人ノ位地原告人ノ位
地ニ優レリトハ即チ右ノ結果ヲ生スルユヘンチ指示スルモノナリ此

格言ノ趣意ハ不法ノ取引ニ關スル訴訟ニ於テハ原告人ヨリモ被告人
ヲ保護スヘシト云ニハアラス不法ノ取引ヲ以テスル所ノ訴訟ハ裁判
所ニ於テ全ク之ヲ受理セストスルニアルノミ裁判所ニ於テ訴訟ヲ受
理セサルユヘニ其結果タルヤ被告人ニ於テ勝利ヲ得タルニ均シ
然レヒ結約對手双方共ニ法律ニ反スル目的ヲ達スルタメニ契約ヲ結
ヒタル場合ニ於テモ若シ對手双方ノ非行同等ニアラストシ得ヘキ時
ニハ非行ノ度輕キモノト見做サレタル對手ニ於テ己ニ拂渡シタル金
錢ヲ恢復シ得ヘキモノトセシテアリ例ヘハ負債主ナル原告人ヨリ其
債主等ニ對シテ負債辨償ノ示談ヲ申込ミタル場合ニ於テ債主ノ一人
ナル被告人ハ特ニ被告人ニ他ノ債主ヨリモ五十^五ポント^トノ増拂ヲ爲ス
ニ非ラサレハ示談ニ應スルヲ得スト答ヘリ然ルニ被告人ニ於テ原
告人ノ示談ノ申込ヲ承諾スルト否トニ由リテハ債主ノ多數ノ承諾ヲ

得ルノ成否ニ關シタルヲ以テ原告人ハ被告人ノ請求ニ應メ五十[ポ
 ト]ノ増拂ヲ爲シ債主等トノ示談ヲ遂ケ然ル後原告人ハ被告人ニ對シ
 他ノ債主等ヲ欺キ五十[ポント]ノ増拂ヲ爲シタルモノナルニ付之ヲ恢
 復シ得ヘキモノトシテ出訴セリ而シテ裁判所ニテハ此原被間ノ取引タル
 ヤ他ノ債主ヲ欺クノ所爲ニシテ非行タリ然レモ原被共ニ同等ノ非行
 アリタリトスルヲ得ス何トナレハ被告人ハ原告人ニ迫リ非行ヲ犯ス
 コトヲ差圖シ得ヘキ權力ヲ有シ原告人ハ示談ヲ遂ケ身代限ノ處分ヲ受
 クルコトヲ免レ自ラ榮譽ヲ保タンカタメニハ被告人ノ差圖ニ應セサル
 ヲ得サル位地ニ立テ情狀止ムヲ得スシテ非行ヲ爲シタルモノトセサ
 ルヲ得サレハナリ此理由ニ由テ原告人ハ被告人ニ拂ヒタル五十[ポ
 ト]ヲ恢復シ得ヘキモノトセリ
 不法ノ契約ニ基キ己ニ渡シタル物品若クハ己ニ仕拂ヒタル金錢ハ更

ニ之ヲ恢復シ得ヘカラストスルヲ前述ノ如シト雖モ未タ不法ノ目的ヲ達セサルキハ猶ホ之ヲ恢復シ得ヘキモノトスルヲアリ例ヘハ債主ヲ欺クタメニ負債主ニ於テ其所有品ヲ第三者ニ讓渡シタルモノ、如ク取做シタル場合ニ於テ負債主ハ已ニ其物品ヲ第三者ニ渡シタル後未タ債主ヲ欺クノ目的ヲ達セサル前ニ第三者ニ對シテ恢復シ得ヘキモノトセリ蓋シ未タ不法ノ目的ヲ達シ了ラサル前ニ在テハ悔悟ノ餘地アレハ法律ハ不法ノ目的ヲ達セサル前ニ悔悟シテ之ヲ改メントスルモノハ須ク之ヲ保護スヘシトスルニ在リ

以上論スル處ヲ以テ契約ノ成立ニ必要ナリトスル元素ハ之ヲ説明シ了レリ乃チ結約ノ能力アル對手ノ眞正完全自由ナル合意ニ基ク處ノ法律ニ適合セル約束ヲ爲シ法律ノ必要トスル式ヲ經タルチ若クハ約因ノ之ニ伴フモノアルキハ全ク有効ノ契約ヲ生スルナリ

以下有効ナル契約ノ成立タルニ由テ生スル法律上ノ結果ヲ説明スヘシ

契約ハ結約對手雙方若クハ一方ニ權利ヲ生セシメ又結約對手雙方若クハ一方ニ義務ヲ負担セシムルノ結果ヲ生スルモノニシテ其効力ヲ第三者ニ及サ、ルヲ以テ一般ノ元則トス第三者タルモノハ契約上ノ權利ヲ得ルヲナク全ク契約上ノ義務ヲ負担スルヲナシ乃チ契約上ノ權利者ハ第三者ニ對シテ其權利ニ對スル義務ノ履行ヲ請求スルヲ得ス又第三者ハ契約上ノ義務者ニ對シ其義務ヲ履行セシムルヲ得ス

今右ノ元則ヲ二個ニ分ツテ論スヘシ

一 第三者即チ結約對手ニアラサルモノハ契約上ノ義務ヲ負担スルヲナシ

此規則ハ契約上ノ義務ハ其義務者ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ之ヲ負

担セシムルヲ得スト云ニ等シ人ノ意志ニ由ラスシテ法律上負担セシムル所ノ義務許多アリト雖其契約上ノ義務ト相異ナルユヘンノモノハ契約上ノ義務ハ義務者ノ任意ニ由テ生スルノ點ニ在リコレ契約ノ固有ノ性質ニ基クモノニシテ詳説ヲ待スシテ明カナルヘシ然レモ第三者ニ於テハ契約上ノ權利者ノ權利ヲ犯サ、ルノ義務アルモノトセシマアリ乃チラムニ對シヤイノ訴件ニ於テハ芝居ノ座主ナル原告人或歌妓ヲ雇入レタルニ同ク他ノ芝居ノ座主ナル被告人ハ原告人ヨリモ多分ノ俸給ヲ給シテ原告人雇入レノ歌妓ヲ雇入レ以テ其歌妓ヲシテ原告人ニ對スル約束ニ背カシメタリ於是原告人ハ被告人ヲ相手取リテ損害要償ノ訴ヲ起セリ原告人ノ主張スル所ノモノヲ見ルニ左ノ二點ニ出サリシモノ、如シ

其一 人ヲシテ違約セシメシモノハ契約上ノ權利者ニ對シテ損害賠償

償ノ責メ在リ

其二 人ナシテ違約セシメタルモノニ損害賠償ノ責任ナシトスルモ本件ノ場合ニ於テハ原告人ト歌妓トノ間ニ主僕ノ關係アリタルカユヘニ被告人ハ婢僕誘拐ノ責メアルヲ免レスト而シテ被告人答辨ノ要點ハ左ノ如シ

其一 契約上ノ權利ハ其義務者ニ對スルモノニシテ之ヲ第三者ニ及ホスヲ得ス歌妓若シ違約セシキハ歌妓其レ自ラニ違約ノ責メアルヘシ

其二 主僕ノ關係ハ勞働ノ契約ヲ爲シタルノミニテハ生セス其契約ニ由テ現ニ雇主ノ義務ヲ担任シタル後ニアラサレハ主僕ノ關係アルヲナシト

而ノ裁判所ニテハ全ク原告人ノ主張スル所ヲ以テ正當ノモノトシ被

告人ニ損害賠償ノ責メアリトセリ其後千八百八十一年ニ至リ右同様
ノ訴訟起リ判決モ又同様ニセリ是ニ由テ之ヲ觀レバ契約ハ結約對手
ニ對シテモ猶對人權ヲ生セシムルノミナラス汎ク契約外ノ第三者
ニ對シテモ猶對人權ヲ生セシムルモノトスルカ如シ則チ何人ニテモ
故意ヲ以テ他人ノ契約ヲ破ラシメサルノ義務ヲ負擔スルモノニシテ
其義務ヲ盡サ、ルモノハ私犯上ノ責任アルモノトスルカ如シ余ヲ以
テ之ヲ考レハ右判決ノ歸スル所其當ヲ得タルモノトセサルヲ得ス何
トナレハ契約上ノ權利義務ハ結約對手間ニ在テハ法律ニ等シキ効力
アルモノトシ法律ニ於テ之ヲ保護スル以上ハ第三者ヲシテ之レガ義
務ヲ破ラシメス之レカ權利ノ執行ヲ妨ケサラシムルニアラサレハ未
タ法律ノ保護モ十分ノモノニアラサレハナリ然レトモ右ニ説明スル
處ノモノハ未ダ英米法ノ定則ト見做スヲ得ス何トナレハ右ニ引用

セル二箇ノ訴訟トモニ勞力ノ契約ニシテ主僕ノ關係ニ髣髴タルモノアリテ其他物品賣買等ノ勞力ニ關セサル契約ノ場合ニ於テハ第三者ニ於テ其契約上ノ權利ヲ尊重スヘキ義務アルモノトセシメテケレハナリ故ニ甲者其所有ノ家屋ヲ乙者ニ賣渡スヘキ約束ヲ爲シ未タ之ヲ引渡サ、ル前ニ於テ更ニ之ヲ丙者ニ賣渡スヘキ約束ヲ爲シ先ツ丙者ニ現ニ之ヲ引渡シタルトキニハ丙者ニ於テ甲乙間ノ契約アリタルヲ知リタルトキト雖モ乙者ニ對シ私犯上ノ責任アリトハスルヲ得サルヘシ

二 第三者即チ結約對手ニ非サル者ハ契約上ノ權利ヲ得ルコトナシ今此規則ヲ換言スレハ結約對手外ノ人ハ契約上ノ義務者ニ對シテ其義務ノ履行ヲ請求スルヲ得スト云フニ同シ但シ契約上ノ權利者ニ於テ其契約上得タル利益ヲ第三者ニ與フルハ固ヨリ權利者ノ勝手ナレ

ハ第三者ニテ實際ハ契約上ノ權利者ト同シ地位ニ立ツコトアリ然レトモ斯ノ如キ場合ニ於テハ第三者ト義務者トノ間ニ直接ノ關係アルコトナシ

或訴訟事件ニ於テ甲者被告人ニ或仕事ヲ爲スヘキコトヲ約因トシテ被告人ヨリ甲者ニ對シテ金若干圓ヲ原告人ニ拂フヘキコトヲ約シタレトモ其約束ニ違背シタルヲ以テ原告人ヨリ被告人ヲ訴ヘタリ然レニ裁判所ニテハ原告人ハ甲ト被告人トノ間ニ存スル所ノ契約ニハ少シモ關係ナキ外人ナレハ被告人ニ對スル訴權ナシト判決セリ此判決ハ契約ノ結果ハ第三者ニ及ハスト云フ原則ニ基クモノニシテ頗ル正當ノ判決ナリ然レトモ此訴訟事件ノ場合ニ於テ若シ甲ヨリ被告人ヲ訴ヘタルモノト假定スルトキハ被告人ヲシテ其約束ノ金ヲ拂ハシムルヲ得タルヘキヤ疑ナシ是レ余カ第三者ハ契約上ノ義務者ニ對シテ

義務ノ履行ヲ請求スル能ハスト云ヒシ所以ナリ

併シ契約上ノ利益ヲ得ヘキ第三者若シ契約上ノ權利者ト近親ナルト
 キハ其近親ノ者ヨリシテ直接ニ契約上ノ義務者ニ對シ其義務ノ執行
 ナ請求スルヲ得ルトノ説往古一時ハ行ハレタリシカ今日ハ契約上ノ
 權利者ノ近親ナルモ契約ノ對手ニ非サル者ハ決シテ自ラ契約上ノ訴
 權ヲ得ルコトナシト確定セリ

甲乙互ニ婚姻スルニ際シ甲乙ノ父丙丁ナル者ノ間ニ契約ヲ結ビ丙丁
 共ニ各金若干ヲ甲ニ拂フヘキコトヲ約シ且甲ニ於テハ丙丁ノ約束ニ
 對シ自ラ訴ヲ起スコトヲ得ヘキモノト取極メ置キタルニ丙丁共ニ死
 去シタル後丁ハ其約束ノ金ヲ拂ハサルニ付キ甲ヨリ丁ノ管財人ニ對
 シテ出訴セリ然ルニ裁判所ハ甲ニ訴權ナシト判決セリ其理由ニ曰ク
 契約上ノ權利者ノ近親ハ自ラ契約ノ對手ニ非サルモ義務者ヲ訴フル

ナ得ルトスル古キ判決例アレトモ此ハ契約ノ性質ヲ誤認シタルモノ
ニテ近代ニ至リテハ契約ノ約因ヲ供給シタルコトナク契約ノ對手ニ
非サル者ニ於テハ契約上ノ權利ヲ得ルコトナシト云フニ一定セシテ
以テ今更此原則ヲ動カス能ハサルナリト
此訴訟事件以來ハ父子ノ如キ最モ近親ノ間柄ニテモ尙ホ自ラ對手ニ
非サル者ハ契約上ノ訴權ヲ得ルコトナシト確定セリ今右ニ引用シタ
ル實例ニ於テハ丙丁ノ間ニ於テ甲ニ訴權ヲ與フルコトヲ約シタレト
モ其約束ハ毫モ法律ヲ左右スルノ力ナシトセリ又訴件ニ於テ組合商
社々員ノ約束ヲ以テ組合員若シ死スル者アル時ハ其寡婦ニ於テ組合
商業上其夫ノ得ヘキ筈ナリシ利益ノ配當ヲ受ヘキコトヲ定メ置キタ
ル場合ニ其寡婦ヨリ組合商社ニ對シ利益ノ配當ヲ請求スルヲ得ルト
ノ判決アリタレトモ此組合ハ純然タル契約ノ場合ト見サリシナリ若

シ之ヲ純然タル契約ノ場合トセシナラハ第三者ニ於テ訴權ヲ得ルコトナシトスル原則ノ一ノ例外ト謂ハサルヘカラス然レトモ此組合商社々員ノ約束ヲ以テ定メタル所ハ組合商業上ノ利益ノ割前ヲ以テ一ノ財産ト見倣シ其財産ニ對シ組合員全體カ被信託者ノ位置ニ立チタルモノトセシナリ

又會社ヲ設立スルニ方リ其將サニ成立セントスル會社ノ爲メニ契約及其他ノ取引ヲ爲シタル者アリテ爾後事實會社ノ成立シタル時ニ會社ニ於テ其契約又ハ其他ノ取引ノ對手ノ位置ニ立タンコトヲ企テタルコト屢々アリタレトモ常ニ其目的ヲ達スルコトヲ得サリキ蓋シ會社設立後ニ在リテ其會社ノ爲メニ設立前ニ爲シタル契約ヲ追認セントスルモ代理法ニ於テ許サ、ルカ故ニ(代理法ノ講義ヲ參考スヘシ)會社ノ申合規則ヲ以テ會社ニ是等ノ契約ノ義務ヲ負擔セシメントシタ

ルナリ然レトモ會社ノ申合規則ハ社員間ノ契約ヲシテ第三者ニ効チ
及スコトナシトセリ或會社ノ申合規則ノ一箇條ニ其會社ハ永久原告
人チ會社ノ代言人トシテ用フヘキコトヲ規定シアリタルニ會社ニ於
テハ他ノ代言人ニ依頼シ原告人チ用ヒサリシニヨリ原告人ハ會社ニ
向テ出訴セリ然ルニ裁判所ニテハ會社ノ申合規則ハ會社ノ社員中ノ
契約ナレハ其契約ニ由リテ會社ノ社員ニアラス又契約ノ對手ニアラ
サル第三者ニハ毫モ權利ヲ生セスト判決シ原告ノ敗訴トナレリ
又法律上一個ノ無形人ト見做サル會社^{コンパニー}ノ役員ニ其會社ノ訴權ヲ授
ケントシタルコト屢々アリタレトモ是亦常ニ行ハレサリシ蓋シ會社
ハ株主即チ社員ノ數多キ組合商社ナルヲ以テ株主全員ノ姓名ヲ署シ
テ訴ヘントスルニハ頗ル不便アリ故ニ役員ノ名義ヲ以テ出訴セント
セシナリ然レトモ裁判所ハ權利者外ニ訴權ヲ有スル者有ルヘカラス

トノ理由ヲ以テ之ヲ許サ、リシ
 此裁判所ノ見解ハ法理ニ適フト雖モ頗ル不便アリシカ故ニ終ニ條例
 ナ以テ無形人ト見做サ、ル會社ニアリテモ其役員ノ名義コテ出訴ス
 ルコトヲ許スニ至レリ
 右ニ論スルカ如ク第三者カ契約上ノ權利ヲ得ルコトナシトハ誠ニ契
 約法ノ根本トモ謂フヘキ原則ニシテ之ニ對スル一ノ例外ナシ最後ノ
 無形人ト見做サ、ル會社ノ場合ニ役員ノ名義ニテ出訴スルヲ得ルハ
 便宜ニ基クモノニテ毫モ原則ヲ左右スルコ足ラサルナリ以下將サコ
 契約ノ結果ハ第三者ニ及ハサル原則ニ對シ例外ノ如ク見ユル場合ヲ
 述ヘントス

第一 信託トラスト

信託ノコトハ契約ノ定義ヲ下シテ契約ノ範圍如何ヲ論定シタル時既

ニ其大要ヲ述ヘタリト雖モ再ヒ茲ニ摘說セシニ信託ノ場合ニハ甲乙ノ契約ニ由リ丙ノ爲メニ使用スルノ目的ヲ以テ甲ノ財産ヲ乙ニ渡スモノニシテ乙ハ法律上其財産ノ所有主トナルモ丙ニ對シテ之ヲ丙ノ爲メニ用ユルノ義務ヲ負擔スルナリ丙ヨリ云ヘハ丙ハ乙ニ對シ其財産ノ利益ヲ得ルノ權利ヲ有スルナリ故ニ甲乙間ニ爲シタル信託ノ取引ヲ以テ眞ノ契約ト見做ス時ハ即チ契約ノ結果カ第三者ニ及フ場合ト謂ハサルヘカラスサレハ信託ハ眞ノ契約ナリヤ否ヤヲ論定スルコト必要ナリ

信託ニハ如何ニモ契約ニ類似スル所多クシテ前例ヲ以テ云ヘハ始メハ甲ト乙トノ契約ニ基キ而シテ其結果トシテ生スル所ノ丙ノ權利ハ全ク乙ニ對スル對人的ノ權利ニシテ嘗テ甲ヨリ乙ニ渡シタル財産上ニハ毫モ權利ヲ有セサルナリ衡平法裁判所ニテハ丙ヲ以テ所有主ト見

做セトモ習慣法ニ於テハ全ク乙ヲ以テ眞ノ所有主トスルカ故ニ乙カ
 信任ニ背キ其財産ヲ情ヲ知ラサル第三者ニ讓渡シタル時ハ第三者ハ
 完全ナル所有權ヲ得丙ハ第三者ニ渡シテ如何トモスルヲ得サルナリ
 是ヲ以テ觀レハ丙ノ乙ニ對スル權利ハ全ク對人的ノ權利ニシテ其所
 謂衡平法上ノ所有權ト稱スルモノハ眞ノ所有權ニ非サルコト明ナリ
 是レ信託ノ契約ニ似タル點トス併シナカラ信託ノ場合ニハ各種ノ契
 約并ニ總テノ契約ノ場合ニ於ケルトハ異ナリテ常ニ契約ニ無キ處ノ
 事柄ヲモ亦含蓄セリ即チ丙ノ爲メニ甲カ其財産ヲ乙ニ渡スヘキ約束
 ナ爲スモ其約束ニ由リ現ニ之ヲ乙ニ渡サ、ル以上ハ丙ニハ毫モ乙ニ
 對スル權利ヲ生セサルナリ即チ甲乙ノ約束ニ由リテ乙カ甲ヨリ其財
 産ヲ受取リタル時初メテ乙ハ丙ニ對シ義務ヲ負擔シ丙ハ之ニ對スル
 權利ヲ得ルカ故ニ信託ノ創造者ト被信託者トノ契約ニ由リテ直ニ第

三ノ人即チ信託者ニ權利ヲ生セシムルニアラス契約ヲ履行シテ被信託者カ財産ヲ得タル時法律ノ働キニ由リテ初メテ第三者ニ權利ヲ有セシムルモノナリ是レ信託ノ契約ト大ニ其性質ヲ異ニスルノ點ナリ(信託ノ事ハ財産法中ニテ樞要ノ部分ヲ占メ居ルカ故ニ諸君ハ財産法ニテ了解セラルヘシ)併シ信託ヲ以テ契約ト見做スヘキヤ否ヤハ寧ロ法學理論上ノ問題ニ屬スルモノニシテ實際ニ於テハ之ヲ何レニ見做ストモ差異ナキナリ蓋シ信託ハ衡平法裁判所ノ管轄ノ下ニ於テ特別ニ生シタルモノニシテ契約トハ全ク其起源ヲ異ニスルモ其沿革ノ如何ニ拘ハラズ格段ナル人ノ合意ニ由リ對人的ノ權利ヲ生セシムルモノナレハ契約ト見ルモ敢テ差支ナカルヘシ米國法學者ハ概チ信託ヲ以テ契約ト見做ス傾向アリ若シ果シテ之ヲ契約ト見做セハ契約ノ効ハ第三者ニ及ハサル原則ノ例外ト見サルヘカラス

第二 代理

甲ノ代人乙カ丙ト契約ヲ結ヒタル時ハ其契約ニ由リテ生スル權利義務ハ甲ト丙トニ属シ乙ハ契約上ノ權利ヲ得義務ヲ負フコトナシ故ニ此場合ニ於テハ契約ノ對手ニ非サル者カ權利ヲ得義務ヲ負フカ如ク見ユレトモ是レ決シテ眞ノ例外トスヘキモノニアラス何トナレハ甲ノ代人ナル乙カ丙ト契約ヲ結ヒタルニ附テ甲カ契約上ノ權利ヲ得義務ヲ負擔スル所以ハ乙ヲ以テ全ク甲ノ機關ト見做スヲ以テナリ契約ノ對手ハ乙ニ非スシテ甲ナリ契約ノ對手ニアラサル甲カ權利ヲ得義務ヲ負擔セシニアラス此事ハ代理法ニテ諸君ハ既ニ承知セラレシナランカ一體代理ト云フモノハ通例代理契物ト稱シテ契約ノ一種ノ如ク論スル者アレトモ其實代理ノ重ナル性質ハ決シテ契約ニアラス讓渡即チ「コンヴ^キヤンス」ノ性質ヲ有スルモノナリ何ヲ以テ讓渡ノ性質ヲ

有スルヤト云フニ本人ト代理人トノ間ニ於テ爲ス所ノ謂ユル代理ト
稱スル取引ニ由リテ生スル結果ハ代人ヲ以テ代理ノ範圍内ノ事ニ就
テハ本人ト見做スト云フコトニテ言ヲ換ヘテ謂ヘハ本人ノ法律上ノ
資格ノ一部分ヲ代人ニ移スト謂フニ過キサルナリ代理ヲ委任スルコ
トノ契約ニアラサルコトハ委任ヲ爲スニ約因ノ必要ナキコト并ニ結
約ノ能力ナキモノト雖モ代理人タルヲ得ルヲ觀テ明カナリ併シナカ
ラ右ニ述フル代理ノ重ナル性質ニ加フルニ多クハ代人ト本人トノ間
ノ契約ヲ以テスルナリ是レハ眞ノ契約ナルカ故ニ約因ノ無キトキハ
代入ニ於テ委任セラレタルコトヲ履行セスト雖モ本人ニ對スル違約
ノ責ナク又有夫ノ婦幼者等ノ如ク結約ノ能力ナキ者カ代人トナリタ
ルトキニ於テ委任ノ事ヲ履行セカリシ時ニテモ本人ニ對スル違約ノ
責ナシ

此ノ如ク代理コハ二箇ノ性質ヲ兼有スルモノナレハ之ヲ混同スヘカ
ラサルナリ

第三 負債主ト債主トノ關係ノ變更ニ因リ保證人其義務ヲ免カ

例ヘハ甲乙ヨリ金圓ヲ借入レ抵當品ヲ差出シ且丙ヲシテ之カ保證人
タラシメ丙ノ承諾ヲ得ルコトナク甲乙間ノ約束ノミニテ其抵當ヲ取
戻シタルトキハ丙ハ保證ノ義務ヲ免ルヘシ又甲乙ヨリ金圓ヲ借リテ
丙ヲ保證人ト爲シタル場合ニ於テ丙ノ承諾ナクシテ負債返却ノ期限
ヲ延スカ如キコトアルトキハ丙ハ其保證ノ義務ヲ免ル、ナリ由是觀
之甲乙間ノ取引ニヨリテ第三者タル丙カ契約上ノ義務ヲ免カル、カ
故ニ契約ノ結果ハ第三者ニ及ハサル原則ノ例外ノ場合ノ如ク思フ人
モアルヘシ乍併未タ之ヲ以テ例外ナリト云フコトヲ得サルナリ何ト

ナレハ丙カ保證ノ責ヲ免カル、所以ノモノハ其保證スヘキ主タル契約ノ消滅シタルニヨリ法律ノ作用ニ因リテ必然生スル所ノ結果ナルヲ以テナリ凡ソ抵當附ノ貸借ト抵當ナキ貸借トハ之ヲ區別セサルヘカラス又一定期限アル貸借ト之ヲ延期シタル後ノ貸借トハ之ヲ區別スルヲ要ス故ニ抵當ヲ取戻シ又ハ延期シタル時ハ元ノ貸借ノ契約ハ消滅シテ更ニ抵當ナキ貸借又ハ期限ノ長キ貸借ヲ生シタルモノト見做サ、ルヘカラス是レ保證人ノ義務ヲ免スル所以ナリ此事タル頗ル明瞭ニシテ敢テ茲ニ之ヲ辨スルヲ要セスト雖モボチエーノ如キ大家カ契約ノ結果第三者ニ及フ例外ノ場合トシテ論シ居ルヲ以テ注意ノ爲メニ述フルニ過キス

契約ノ移轉

契約ノ對手ニアラサル第三者ハ契約上ノ權利ヲ得ルコトナク亦契約

上ノ義務ヲ負フコトナシトスル原則ハ契約ニ固有ノ性質ニ於テ然ラシムル所ニシテ之ニ對スル眞ノ例外トナスヘキモノナキコトハ前述ノ如シ然レトモ一旦契約ノ成立シタル上ニテハ第三者カ契約上ノ權利ヲ得又ハ契約上ノ義務ヲ負擔スルニ至ルコトナキニアラス而シテ此契約上ノ權利義務ノ移轉ニハ義務者ノ所爲ニ基キテ移轉スルコトアリ又法律ノ作用ニ因リテ移轉スルコトアリ余ハ今對手ノ所爲ニ係ル移轉ノ場合ヲ細別シテ先ツ義務ノ移轉ヲ講スヘシ

一 對手ノ所爲ニ基ク契約ノ移轉

甲 義務ノ移轉

契約上ノ義務ハ決シテ他人ニ移轉スルヲ得ルモノニ非ス何トナレハ權利者ニ於テハ特ニ其義務者ヲ信用シテ契約ヲ結ヒタルヤモ知ルヘカラサレハナリ乍併契約ニ由テ義務ヲ負擔セシ人ノ履行スヘキ事柄

若シ其義務者ニ限リテ之ヲ爲スコトノ必要ナル場合ノ外ハ強ク義務者自ラ之ヲ爲スコトヲ要セス第三者ヲシテ之ヲ爲サシムルト雖モ權利者ニ於テハ故障ヲ述フルコトヲ得サルナリ例ヘハ甲者普通ノ椅子ヲ乙ナル大工ニ注文セシトセンニ乙之ヲ造ラスシテ丙ナル大工ニ之ヲ造ラシメ之ヲ甲者ニ渡サントスルニ當リテ甲者ハ乙ノ自ラ製造セサリシニヨリ之ヲ受取ラス代價ヲ支拂ハストノコトヲ主張スルヲ得ス然レトモ是レ決シテ乙カ甲ニ對シテ注文ノ椅子ヲ製造スル義務ヲ丙ニ移轉セシメタルニ非ス乙カ甲ニ對シテ義務ヲ負フハ依然トシテ變セス故ニ若シ椅子ノ製造ニ不充分ナル處アレハ乙其責ニ任スヘキモノトス

然レトモ契約ノ事柄若シ特別ノ熟練ヲ要スルモノナル時ハ之ヲ第三者ニ爲サシムルコトヲ得サルナリ例ヘハ或有名ナル畫家ニ畫幅ヲ依

頼セシニ方リ之ヲ他人ニ代書セシメタル場合ニハ依頼人之ヲ受取り
 代價ヲ支拂フノ義務ヲキカ如シ
 此等ノ事柄ハ契約上ノ義務者カ必ス自ラ其義務ヲ盡サ、ルヘカラサ
 ルカ又ハ他人ヲシテ之ヲ盡サシメ得ルカノ問題ニシテ舊義務者カ之
 ヲ他人ニ移シ自ラ其責ヲ免カル、場合ニアラス唯或ハ移轉ノ場合ト
 混スルノ虞アルヲ以テ之ヲ述ヘタルニ過キサルナリ
 契約上ノ義務ヲ移轉スルコトヲ得サルニハ一ノ例外ナシト雖モ稍例
 外ノ如ク見ユルモノアリ即チ義務更改ノ場合是ナリ義務更改トハ英
 語ノ所謂「ベーション」ニシテ義務者カ權利者ノ承諾ヲ得テ其義務ヲ他
 人ニ移スコトヲ云フ即チ舊義務者ト權利者ト新タニ義務者タラント
 欲スル者ト三人ノ合意ニ由テ舊義務者及權利者ノ關係消滅シテ更ニ
 同一質ノ權利ノ關係ヲ舊權利者ト新義務者トノ間ニ生セシムルモノ

ナリ故ニ三箇ノ對手間ニ於テ明約ヲ以テ爲シタル場合ニハ毫モ疑惑
ヲ生スルコトナシト雖モ實際ニ於テ困難ヲ生スル場合ハ組合商社ノ
組合員中ニテ出入死亡等ノ變更アリシ時ナリトス蓋シ組合商社ナル
モノハ數多ノ人相合シテ或格段ナル營業ニ従事スルモノナレトモ此
等ノ人ハ法律上一ノ無形人ヲ組成スルモノニアラス故ニ組合員中ニ
テ退去スルカ死亡スルカ又ハ單ニ新ナル人ノ加入セシカ如キコトア
ル時ニハ舊組合ハ解散シテ新組合ヲ生セシモノト見做ス也例ヘハ甲
乙丙丁ノ四人一ノ組合ヲ爲シ居リ丁者若シ退社スル時ハ甲乙丙ノ間
ニ新ニ一箇ノ組合ヲ創起セルモノト見做ス而シテ今戊ナル者アリテ
四人ノ組合ト取引シ居タリトセンニ戊若シ丁者退社ノ後尙ホ餘ノ三
人ト取引ヲ爲ス時ハ後ノ組合ニ對シテ其權利ヲ主張スル意ナルヤ否
ノ問題起ルヘシ若シ戊ニ於テ其權利ニ對スル責ヲ甲乙丙ニ歸セシメ

ントノ意ナリセハ甲乙丙等ノ組合傾倒セントスルニ方リテ戊ハ丁ニ
義務ヲ負ハシムルコトヲ得ス何トナレハ斯ノ如キ場合ニハ戊ハ甲乙
丙丁ノ代リニ甲乙丙ヲ以テ其義務者トナスコトヲ承諾シタルモノナ
レハナリ

併ナカラ是等ハ事實ノ問題ナルヲ以テ法律ニ於テ豫定スルコトヲ得
ス義務更改ナルモノハ權利者ノ承諾ヲ要スルモノナレハ義務者ノ一
存ニテ其義務ヲ移轉スルヲ得ヘキコトハ全ク其性質ヲ異ニセリ

乙 權利ノ移轉

契約上ノ權利移轉ノ事ニ付テハ之ヲ三段ニ分論セサルヘカラス
第一 習慣法ニ於テハ契約上ノ權利ハ之ヲ他ノ人ニ移轉セシムルコ
トヲ得ストセリ然レトモ別ニ其理由存スルニアラス或ハ契約上ノ權
利ナルモノハ之ニ對スル義務者カ其義務ヲ盡サ、ル時ハ訴ヲ起シテ

○英吉利法律學校生徒募集廣告

本校ハ法律ノ實地應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦法律ノ外邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律ヲ教授シ學生ヲシテ汎ク法理ヲ通曉セシメノコトヲ期シ現ニ第一科(邦語科)第二科(原書科)トノ二科ヲ設ケシカ近來頓ニ世ノ信用ヲ得校運益々盛隆ヲ致シ隨テ内外有力者ノ翼贊ヲ得殊ニ其筋ヨリ年々五千圓ノ獎勵金ヲ下賜セラレ、ノ恩命アリ是ヲ以テ本校ノ基礎ハ之ヨリ一層ノ鞏固ヲ致シ更ニ其體面ヲ更新スルニ至レリ依リテ次學年ヨリ邦語科ハ勿論原書科ノ如キハ莫大ノ歐米法律原書ヲ購入シ加フルニ從來ノ翻刻事業ヲ一層擴充シ以テ完全無缺ノ科程ヲ履修セシメントス依テ入學望ノ者ハ來六月三十日迄ニ本校教務掛へ申込ムヘシ規則書望ノ者ハ申込次第郵券不要送附ス

第一科(邦語科)入學試驗科目左ノ如シ

一 國語 二 漢文 三 數學(四則、分數、比例)

四 地理 五 歴史

第二科(原書科)入學試験科目左ノ如シ

一 國語 二 漢文 三 數學(四則、分數、比例)

四 地理 五 歴史

作文

六 英語學

素讀(マコーレイ氏ヘスタング傳)
 ギゾー氏文明史
 譯讀(スカーントン氏萬國史)

尋常中學卒業免狀ヲ有スルモノニシテ第一科生タラントスル者ハ試験ヲ經スシテ入學ヲ許ス○右免狀ヲ有スル者ニシテ第二科生タラントスル者ハ英語學ノミ試験スヘシ(第一科、二科々目ハ規則書ニ詳記ス)

明治二十年五月

東京神田區錦町二丁目二番地

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

一法學通論每週一小時法學士 山田喜之助
 一契約法全二時法學士 土方寧
 一私犯法同上法學士 奧田義人
 一親族法全一時法學士 山田喜之助
 一日本刑法同上法學士 岡山兼吉
 一代理法同上米國法律學士 菊池武夫
 一動產委託法同上法學士 元田肇
 一組合法同上法學士 松野貞一郎
 一英語學同上 植原惟忠
 ●英國刑法同上法學士 澁谷懔爾
 ●羅馬法同上法學士 戶水寬人
 ●論理學同上法學士 坪井九馬三
 ●判決例同上法學士 植村俊平
 ○理財學同上法學士 駒井重格
 ○第二學年
 一賣買法每週一時法學士 高橋捨六
 一不動產法同上法學士 伊藤梯治
 一動產法同上法學士 山田喜之助

●ハ參考科
 ○ハ科外

一財產法同上法學士 增島六一郎
 一證據法同上 岡村輝彦
 一會社法同上法學士 植村俊平
 一流通證書法同上法學士 土方寧
 一商船法同上法學士 高橋健三
 一治罪法同上法學士 松野貞一郎
 一訴訟法同上法學士 增島六一郎
 一民擬律擬判同上法學士 菊池武夫
 一判決例同上法學士 植村俊平
 一英語學同上 植原惟忠
 ●米國法律同上米國法律學士 シドモル
 ●民訴訟演習同上 三阪繁人
 ●刑法學同上 藤則勝人
 ●成法理論同上法學士 奧田義人
 ●保險法同上法學士 高橋健三
 ●國際公法同上法學士 伊藤梯治
 ○破產法同上法學士 增島六一郎
 ○破產法同上法學士 中橋德五郎

一 訴訟 法同上ばりまごる 法學士 增島六一郎
 一 保險 法同上法學士 伊藤 悌治
 一 衡平 法同上法學士 戸永 寛八
 一 沿革法理學同上ばりまごる 法學士 增島六一郎
 一 分析法理學同上法學士 奥田 義人
 一 羅馬 法同上法學士 戸永 寛八
 一 國際公法同上法學士 植村 俊平
 一 國際私法同上法學士 山田喜之助
 一 判決 例同上法學士 植村 俊平
 一 民擬律擬判同上法學士 菊池 武夫
 一 英語 學同上法學士 吉田直太郎
 一 憲法 同上法學士 植村 俊平
 一 行政 法同上法學士 江木 衷
 一 米國法律同上法學士 シドモール
 一 動産差押法ばりまごる リツチフヒール
 一 訴訟演習同上 三阪 繁人
 一 民擬律擬判ばりまごる 工藤 則勝
 一 刑擬律擬判ばりまごる 東三條 公恭
 一 第二科教課及受持講師姓名
 一 ブルム氏 第一學年
 一 英法註釋 每週 法學士 山田喜之助

一 日本刑法同上法學士 岡山 兼吉
 一 マークビー氏 綱同上法學士 馬場 愿治
 一 アンソン氏 法同上法學士 大谷木備一郎
 一 アンダーヒル氏 法同上法學士 菊池 武夫
 一 私犯 法同上法學士 菊池 武夫
 一 ストリー氏 法 每週 同 人
 一 代理 法 一時 同 人
 一 ストリー氏 一動產委託法同上法學士 元田 肇
 一 ケント氏 一親族 法同上法學士 山田喜之助
 一 ホロック氏 一組合 法同上法學士 松野貞一郎
 一 スミス氏 一訴訟 法同上法學士 澁谷 懺爾
 一 ハリス氏 一英國刑法同上 同 人
 一 スミス氏 一商 法同上法學士 伊藤 悌治
 一 テリー氏 一法律原論同上法學士 藤田隆三
 一 セボン氏 一法律原論同上法學士 澁谷 懺爾
 一 論 理 學同上法學士 坪井九馬三

正 誤

號數	書目	頁	行	誤	訂正
二九	羅馬法沿革史	七一	三	關	關
同	同	同	九	且	且
同	同	八〇	五	於	以
同	同	同	九	放	釋
同	同	八八	一	事柄	事柄
同	同	九二	八	織事柄	織事柄
三〇	組合法	二二二	一	承諾 除キ己レ一個	下一ノ字ヲ ト云フ四
同	同	同	四	種々ノ字ヲ加フ	交ノ字ノ下ニ際
同	論理學	一二五	五	音節ノ下ニ	過ノ二字
同	同	同	二	類ノ下ニ	過ノ二字
同	同	一三六	欄外	目	目
三一	私犯法	一四三	一	得	下ノスノ一
同	刑法	三九	一	字ヲ除去ス	
同	同	四一	九	集	集
同	同	四五	一	而後ノ下ノ	後ノ一字ヲ
二九	同	八八	一	除	
同	同	八六	一	渡	狹隘
同	同	八二	一	看	看
同	同	五三	一	做	做
同	同	四七	一	看	看
同	同	四一	一	做	做
同	同	三七	一	看	看
同	同	二七	一	做	做
同	同	二一	一	看	看
同	同	一五	一	做	做
同	同	一〇	一	看	看
同	同	〇七	一	做	做
同	同	〇三	一	看	看
同	同	〇〇	一	做	做
同	同	四五	一	看	看
同	同	四〇	一	做	做
同	同	三五	一	看	看
同	同	三〇	一	做	做
同	同	二五	一	看	看
同	同	二〇	一	做	做
同	同	一五	一	看	看
同	同	一〇	一	做	做
同	同	〇五	一	看	看
同	同	〇〇	一	做	做

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限り特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七拾錢
遞送費三拾貳錢

法學士渡邊安積講義

○アンソンの契約法

定價一冊金八錢
又ハ拾錢
拾冊三マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七拾五錢

法學士山田喜之助著

○補註英國私犯法

定價金七拾五錢
特別廉價金五拾錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金壹圓三拾錢
特別廉價九拾五錢
遞送費金貳拾八錢

THE IGIRISU HÖRITSU
GAKKŌ TEXT-BOOK

英文法律書

第十八號第十九號第二十號出版●第十八號
目次●マーククビー氏法律論綱●第十九號
目次●ブラックストーン氏英法注釋●アン
ソンの契約法●第二十號目次●スミス氏
商法

英吉利法律學校

明治二十年五月十四日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

神田區錦町貳丁目貳番地

發行所 英吉利法律學校